

384-43



1200501455374



始



6.12.2

蘇峰 德富猪一郎著

近世日本
國民史

安政條約締結篇

東京民友社發行



近世日本
國民史

安政條約締結篇



岩瀨忠震刊行地理全志扉及同書插入地圖（著者所藏）

安政己未榴夏新刊

英國慕
維簾著

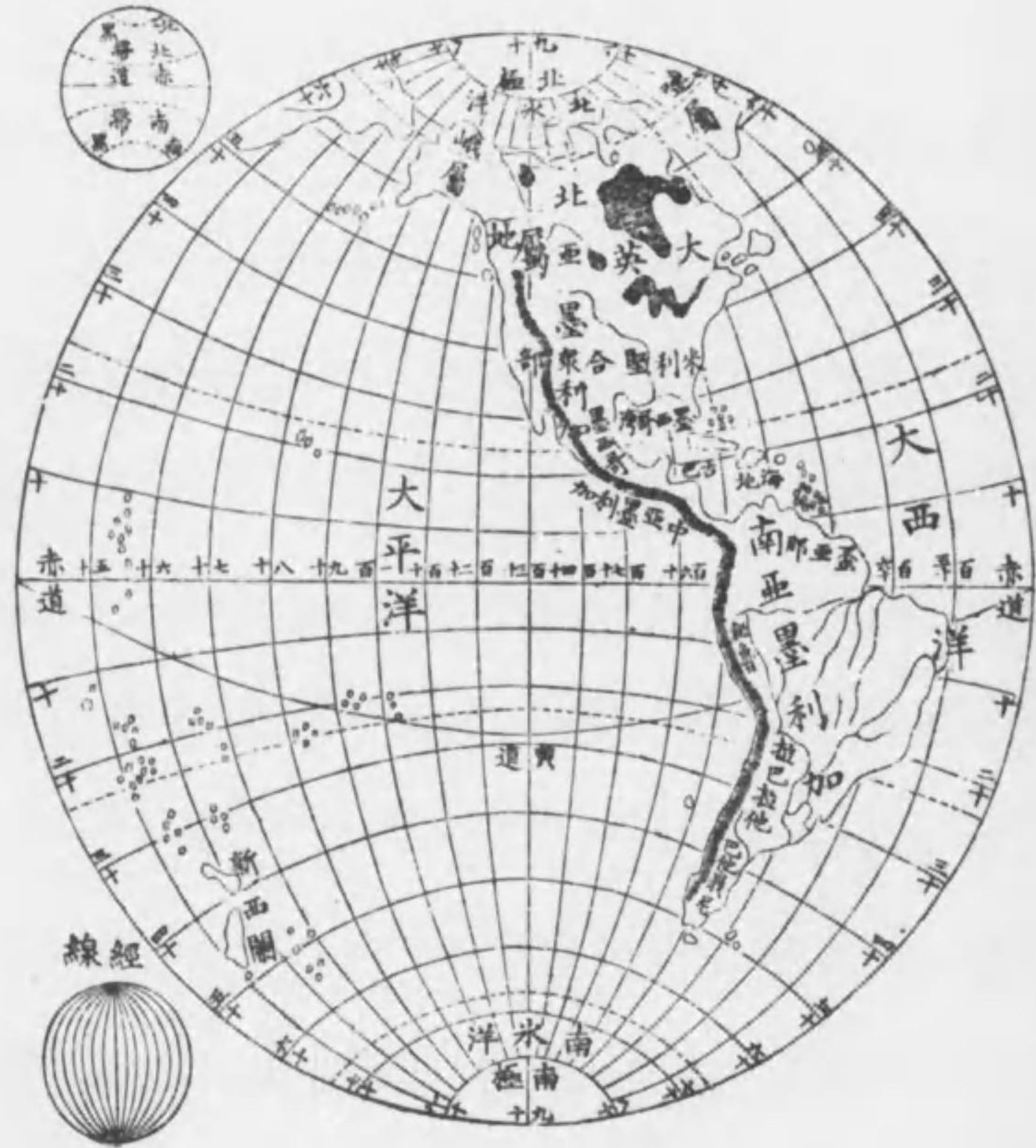
地理全志

全五冊

爽快樓藏版

圖全球地

圖 球半西



球半東



安政條約締結篇刊行に就て

本書の内

本篇は其の大半——否、殆んど八分まで——を、安政日米條約締結の折衝記事に供して居る。その記事は或る意味に於ては、寧ろ煩屑に過ぎるの嫌が無いでも無い。されど我等は如何に開國當時に於ける當局の先人達が、其の極めて僅少なる知識と、其の尤も困難なる内外の情勢との裡に立つて、其の最善の努力を竭したるかを知る可く、特に之を詳悉する必要を感ずるものだ。

ハリス好人物

日本と米國とが、最初に相ひ接觸したるは、日本に取りて利益であつた乎、否乎は、明言の限りでない。されど、其の條約締結の對手として、米國總領事タウンゼント・ハリスを得たのは、決して日本の不幸ではなかつた。同時に米國彼自身の不幸でもなかつた。平たく云へば、双方に取りて、寧ろ仕合であつた。

我等は決してハリスを以て、理想的の外交家とは思はない。されど彼は決して腹黒ではなかつた。彼は口に蜜あり、腹に劍ある外交家ではなく、寧ろ其腹は其口よりも淡泊なる漢であつた。彼は頗る神經家であつた。此れは彼が異邦に於ける孤獨の境遇が、彼をして此に至らしめたるものも少くなかつたであらう。彼は或る時には殆んどヒステリーの精神状態を暴露した。此れも無理からぬ次第だ。されど彼は日本に對して、何等の悪意を挟まなかつた。固より惡意を挟む可き理由は、本來一も是れ無かりしとは云へ。

ハリスと彼理提督とは、其の人物の貫目に於て桁が違つてゐた。彼理提督は、少くとも日本に來りたる初期の外、國人中に於けり、巨物の一個だ。彼は中々喰へぬ代物であつた。彼は北米合衆國の帝國主義を殆んど一世紀と云はざるも、半世紀以前に豫想したる代表者であつた。若し彼をして其志を日本に逞くせしめば、其の效果如何は、固より知る可からざるも、ハリスの比でないことだけ

は何人も疑を容るゝの餘地はあるまい。米國に取りては、其の模様如何は姑らく措き、日本に取りては、安政條約の締結者が彼理提督にあらざして、ハリス總領事であつたことは、幾重にも仕合であつたと思ふ。

而してハリス自身としても、此れは蓋し本望であつたであらう。彼は實に彼理提督第一回の日本遠征に隨行を希望した。然るに彼理は之を拒んだ。其の事實は一八五九年（安政六年）六月十八日付澳門發ロバートソン(S. Robertson)が、ハリスの日米條約締結を祝したる書簡中に、

予は屢ば微笑する。貴君が上海に於て、彼理提督の最初の日本訪問に同行す可く焦慮し、提督がそれを拒まれたる時に不快であつたことを回想する毎に。惟ふに提督彼自身も、其の拒まれたる貴君が、提督よりも日本に於て、偉大なる成功を傲し、多大の名譽を得、同時に彼理彼自身の名にも、光輝を加へ呉れたることを、まさか豫想してゐなかつたであらう。されど世の中は

斯く滑稽じみて居る。(The Complete Journal of Townsend Harris)

と、此れは正しく此の通りだ。

ハリスの
外交方針

今更ら繰り返す迄もなく、ハリスは専門の外交家ではなかつた。而して亦た軍人でもなく、軍人肌でもなかつた。彼は世界と云はんよりも、南洋から東洋を跨にしたる旅商人であつた。而して彼の素養と興趣とは寧ろ非帝國主義の民主黨に傾いてゐた。されば彼が日本に對する態度は、自國利益第一は、固より他の外交者と揆を一にするも、同時に日本を損し、日本を傷け、日本を踏み付てまでも、自國の利益を専らにせんとは考てゐなかつた。云はゞ米國第一、日本第二、出來得可くば、米國の爲めに善かれ、日本の爲めに悪しく莫れとの希願が、其の胸底に潜在してゐた。

誠意相通

人間の誠意は、互ひに相ひ通ずるものだ。彼と應接したる堀田正睦を始め、岩

瀬思震、井上清直等も、彼の講釋や、苦情や、威嚇的態度や、抑も亦た神經質的激怒やには當惑したらんも、彼其人に對しては、多少の信用を措いたに相違あるまい。而して其の信用は、決して盲目的ではなく、十二分に視察し、十二分に考慮したる上であつたことは、彼等の人物と、其の前後の事情とよりすれば、斯く判断するが當然であらう。而してハリスの方でも、時と場合とによりては、種々の無理難題も持ち掛け、或は様々の惡評や罵言を加へたことがあつたとし、ても、其の胸底には、彼等に就て、若干の信用を與へたには相違あるまい。乃ち此の如く双方の間に於ける信用が、其地を作して安政條約は出來つた。而して何人も此の條約が、當時に於て、最善たらざるまでも、出來得る限りに於て、善き條約であつたことには、異論あるまい。而して此の條約が自餘諸國との條約の基調となつたことは、故らに言ひ添ふる迄もない。本來自餘諸國との條約の基調たらしむ可く、目論見たるからだ。後來税則などの惡變したるは、攘夷論の飛沫が之を禍ひしたるからのことにて、それには安政條約の締結者、即ち

ハリスにも、將た岩瀬、井上等にも、何等の責任はなく、又た責任の有る可き理由もなし。

六

岩瀬忠震の人物

予は實に岩瀬忠震の如き人物を、條約談判委員の一人として得たることを幕府と云はず、我が日本の爲めに幸とする。

當時幕吏中にて、初よりして毫も鎖國攘夷の臭氣を帯びざりしは、岩瀬一人にして、堀田閣老をして、其の所信を決斷せしめたるも、岩瀬に外ならざりしこと、事實に徴して、明白なり。(福地源一郎著、幕末政治家)

とは、其の實際を見たる者の明言したる所だ。

岩瀬の言説

斯て岩瀬は委員の一人となりて、ハリスに談判し、愈々條約の各款を議するに際し、第一にハリスを驚かしたるは、岩瀬がハリスに對ひて、余は和親貿易の何たるを知らず。幕閣を始として有司中一人も之れを知る者なし。貴下は國命を奉じて、我國に來れり。我國の爲めには懇篤の誠意を以て事を

議すべしと、堀田閣老に言明したり。且つ和親貿易は日本の爲にも莫大の利益ありと言明したり。由て日本の條約全權委員は十分に貴下の公平なるを信じ、條約草案の起稿を貴下に委託す。冀くは貴下日本に利益ある草案を稿して、貴下の言明に偽なきを公示せよと言出して、其草案をハリスに起稿せしめたり。是に於てハリスは、一面に米國の利益を謀ると與に、又一面には及ぶだけ日本の利益を謀り、刻苦して其草案を作りて提出し、是を議題として一々其條項を議したるに、岩瀬等は、其條項に就き、ハリスの説明を聴くと同時に、其の得失を論じ、其中にも岩瀬の機敏なるや論難口を突て出で、往々ハリスをして答辯に苦ましめたる而已ならず、岩瀬に論破せられて其説に更めたる條、歎も多かりしとは、是れ余(福地源一郎)が後年米國に於て、親しくハリスに聞たる所なれば、以て岩瀬が才器を知るに餘りありとす。(同上)

以上の所説は本篇を通讀すれば、大體に於て首肯せねばなるまい。尙又た幕府

七

衰亡論の中にも、ハリスの言を左の如く記載してゐる。

明治四年余（福地源一郎）が亞國に至りし時、新約克にてハリスに面會し、談この時の事に及びしに、ハリスは、當時、余は一方に於ては亞國の利益を謀り、一方に於ては、日本の利益を損せざる事を勉めたり。治外法權の如きは、勢の止を得ざるに出たれども、固より兩國全權の素意には非ざりき。輸出入税の如き、余は民主黨にて、自由貿易家にてあれども、日本の爲に海關税を得せしめんと欲し、二割平均の輸入税を定め、酒類並に煙草は、三割五分の重税に置きたる位なりき。當時井上、岩瀬の諸全權は、綿密に逐條の是非を論究して、余を閉口せしめたる事ありき。彼等の議論の爲に、屢々余が草案を塗抹し、添刪し、其主意までも改正したる事少からざりき。斯る全權を得たりしは、日本の幸福なりき。彼の全權等は日本の爲に偉功ある人なりき。

とは、ハリス自らの語る所、此にて如何に我が岩瀬、井上等の全權委員が、最善

の努力を竭したるかを知る可きであらう。

昭和六年七月十七日正午過ぎ三十分、積雨漸く霽れて

久し振りに日光を見る

蘇峰六十九叟

例言

- 一 本篇は、修史第二期孝明天皇時代の第八冊、織、豊、徳、以來通計三十七冊。
- 一 本篇は昭和四年十一月九日起稿、昭和五年一月二十九日脱稿。
- 一 毎篇平均百十回内外、這篇特に百四十回。是れ叙事の都合上、已むを得ざるに由る。
- 一 目下第三十八冊「朝幕交渉篇」第三十九冊「井伊直弼執政時代」第四十冊「安政大獄前篇」第四十一冊「安政大獄中篇」第四十二冊「安政大獄下篇」を稿了し、第四十三冊「櫻田事變」を稿しつゝある。
- 一 櫻田事變は、唯だ一執政者の刺殺に止まるも、其の影響は深甚多大。是れ特に一篇を做す所以。

昭和六年七月十七日

二

蘇峰學人

近世日本國民史 安政條約締結篇 目次

第壹章 幕府の外交諮問……………一

一 外交と内交……………一

政治の複雑(一) 堀田の才能(二) 暗闘最中の繼嗣問題(二) 兩派運動の激烈(三)
一橋黨中の開國論者(四) 阿部の手腕(四) 堀田の手柄(四)

二 貿易品に關するハリスの覺書……………五

覺書發送(五) 覺書本文(七) 漆器有望(七) 絹織物(七) 生絲を忘る(八) 茶
の有望(八) 銅の有望(九)

三 諮問の意義如何……………一〇

ハリス重大事件の返答期待(一〇) 日本の返答遅延(一一) ハリス覺書發送(一

目次

一

一 堀田進りに努力(一二) ハリス堀田の對話一評(一二) 重大事件諮問の議
〔一三〕 海防掛等の上申(一三) 諮問の利益(一四)

註 勘定奉行同吟味役への諮問〔外國人より差出候書簡和解
外國人え被遣候書簡類寫〕……………一五

四 幕府の諮問……………一六

阿部正弘の新例(一六) 松平慶永同齊裕等への内諮問(一七) 三家三卿等への諮問
〔一八〕 水戸側答書(一九) 深機抱藏(二〇)

第二章 水戸派の動き……………二一

五 水戸齊昭の海外渡航意見書(一)……………二一

水戸齊昭の巨彈(二一) その本文(二二) 江戸商館設立の恐れ(二二) 齊昭杞憂
〔二二〕 墨國派遣を乞ふ(二三) 引率渡航人の事(二三) 倭寇の面影(二四) 齊
昭眞意如何(二四)

六 水戸齊昭の海外渡航意見書(二)……………二五

不平の發散(二五) 蝦夷に關する先議(二五) 遣外使頭發の事(二五) 艦砲に關
する先見(二六) 百萬兩下附を乞ふ(二七)

七 水戸齊昭の海外渡航意見書(三)……………二八

艦砲製造の場所(二八) 蝦夷を賜はるも可(二九) 平生の懷抱總括(二九) 齊昭
執心の計企(三〇) 書生机上論(三〇) 時機を失せる論(三〇) 意見實行に難し
〔三一〕

八 水戸齊昭の海外渡航意見書(四)……………三一

商館設立極力反對(三一) 出来ない相談(三二) 外人日本全國奪取の策(三二)
齊昭根本思想(三三) 墨夷のお爲(三三) 堀田の迷惑(三五)

九 意見書提出の餘波……………三六

齊昭独自の意見(三六) 意見書に書もらしの事項(三六) 水戸老臣善後策に焦慮
〔三七〕 總ての障害となる(三七) 一橋擁立派の驚き(三八) 返却意見書の添書
き(三八) 齊昭慨嘆(三九)

一〇 水戸人士とハリス要撃の企謀……………四〇

面倒の事件出来(四〇) 堀江克之介の計企(四〇) 水戸藩廳の追跡(四一) 幕府への届出(四一) 堀江一味の繫獄(四二) 堀江の人物(四二) 蓮田信田の思想(四三)

第三章 諸家の答申……………四五

一一 ハリス申立に付ての諮問……………四五

重大事件の一般諮問(四五) 添書(四五) 實は開國大綱開示(四六) 答申曖昧(四七) 皆不徹底の意見(四七) 其の標本(四七) 狡猾文字(四九)

註 盛岡藩南部利剛答申(堀田正陸外國掛中書類)……………四九

一二 溜間詰大名の答申書(一)……………五〇

譜代中堅の意見(五〇) 願意増長の恐れ(五一) 曲折したる言ひ方(五一) 使節派遣断りの方法(五二) 餘りに虫のよき方法(五三) 要するに苟且偷安(五三)

一三 溜間詰大名の答申書(二)……………五四

英使渡來見合傳達依頼(五四) 遣米使の事(五五) 最後は使節願意聽届(五五) 聽届條件制限(五六) 自己恐怖(五六) 止むを得ざる開國(五七) 武備嚴重の希望(五七)

註 仙臺藩主伊達慶邦答申(堀田正陸外國掛中書類)……………五九

一四 松平慶永意見書提出の徑路……………六一

やゝ出色の答申(六一) 答申書起草(六一) 評定簡條(六二) 主眼の趣意(六三) 内地形勢變革を要す(六四) 連署答申中止(六四)

一五 松平慶永の意見書(一)……………六五

慶永單獨意見(六五) 鎖國不可(六六) 論議透徹(六六) 富國策(六六) 互市の弊(六七) 最も怖るべきもの(六七) 流石に活眼(六七) 機先を制するにあり(六八) 内外趨勢の不利(六八) 幕府の板挟み(六九)

一六 松平慶永の意見書(二)……………六九

小邦兼併策(六九) 急務の要項(七〇) 世子一件の重要(七〇) 人材擧用(七一)
 慶永の小楠傾倒(七二) 兵制改革(七二) 結論(七二) 七三
 註 鳥取城主松平慶徳答申(堀田正睦外國掛中書類) 七三

第四章 最も進歩せる者の意見 七六

一七 水野忠徳の意見書 七六

水野岩瀨の反対意見(七六) 水野の意見書提出(七六) 公使駐劄拒否の意見(七六)
 鳥羽開港意見(七七) 開港地の自然繁榮(七七) 神奈川横濱開港の非(七八)
 江戸衰微論の反対(七八) 開港と使節とは遠きを要す(七九) 一步步退嬰の恐れ(七九)

一八 岩瀨忠震再度の意見書 八〇

忠震の意見繰返し(八〇) 開却の不可(八一) その一證(八一) 公使都下駐劄論(八二)
 遠近を論ずべからず(八二) 水野に反対(八三) 横濱開港の樓説(八三) 彼が意表に出づるを要す(八四) 右意見書の効果(八五)

註 水野忠徳の意見用ひられず(福地源一郎著、幕末政治家) 八五

一九 島津齊彬の意見書(一) 八六

齊彬の經世家的見識(八六) 齊彬の意見(八七) 齊彬意見書提出(八七) 申出許可策(八八) 諸外國通船仰出(八八) 齊彬の氣魄雄心(八九) 齊彬の位地(八九) 堀田齊彬を利用する能はず(八九)

二〇 島津齊彬の意見書(二) 九〇

建儲問題(九〇) 一橋殿器量年輩(九一) 重なる人の一致點(九一) 武備嚴整希望(九二) 再び一橋問題に就き(九三) 一橋問題の難處(九四)
 註 島津齊彬一橋建儲に就き西郷吉兵衛を上す(昨夢紀事) 九四

二一 開國史上に於ける堀田の位置 九五

堀田の人物手腕(九五) 開國史上の大立者阿部(九六) 第二大立者堀田(九六) 井伊の難有迷惑(九七) 堀田力量足らず(九七) 蘭辭は寧ろ佳號(九八) 堀田好

人物(九八)

二二 堀田正睦の訓示(一) 九九

堀田自身の意見(九九) 諭示本文(一〇〇) 當今多數者の意見(一〇一) 方便貿易論(一〇二) 方便論の弊(一〇二) 幕吏當年習氣改まらず(一〇三)

二三 堀田正睦の訓示(二) 一〇三

打攘論の弊(一〇三) 苟安の弊と兪暴の弊(一〇四) 和親同盟の益(一〇五) 少しく誇張(一〇六) 國勢更張の根本(一〇六) 註 主戦論者小數(幕末外交談)..... 一〇七

第五章 堀田ハリスの要求を納る..... 一〇九

二四 ハリス幕閣の返答を催促す..... 一〇九

堂々の論者少數(一〇九) ハリスの返答催告(一〇九) 恩を被せる言分(一一一) 威嚇(一一一) 合衆國領土の野心なし(一一二) 永く嘲弄を好まず(一一二) 大

學一見見合(一一二) 偶像を拜せず(一一三)

二五 ハリスの自白 一一三

ハリスの魂膽(一一三) 日本に請要せず(一一四) 井上清直の恐縮(一一五) 日本人の腹中看破(一一五) 一般日本外交の本質(一一六) 外人の照習濫用(一一六)

二六 堀田ハリス第三次の會見(一) 一一七

井上の辯解(一一七) ハリスの満足(一一八) 烏津齊彬の重視(一一八) 返答期日豫告(一一八) 第三回會見顛末(一一九) 貿易開始承諾(一一九) 公使差置承諾(一二〇) 下田換港承諾(一二〇) 一切承諾(一二〇) 註 ハリスの威嚇(堀田正睦)..... 一二一

二七 堀田ハリス第三次の會見(二) 一二三

ハリス満足(一二三) たゞ開港場に就き不満(一二三) 開港場の不足(一二三) 交易普遍の希望(一二四) 商賣自由の利益(一二五) 談判委員の資格につき(一二五)

二八 堀田ハリス第三次の會見(三)……………一二六

堀田返事(一二六) 只日本の利を顧ふのみ(一二七) 誂へ向きのハリスの態度(一二八) 所謂貳个條(一二八) 港決定の方法(一二九) ハリス温情(一三〇)

二九 堀田ハリス第三次の會見(四)……………一三一

全權委任狀照應注意(一三一) 大統領委任狀寫提示(一三二) 會見終了(一三三) 十二月二日會見模様(一三三) 堀田用談(一三四) ハリス抗辯(一三五) 談判委員新任(一三五) 案文提示申入(一三六) ハリスの案文起草(一三六)

第六章 日米條約談判の準備……………一三八

三〇 日米安政條約談判開始の端緒(一)……………一三八

談判委員任命(一三八) 適材適所(一三八) 岩瀬任命の理由(一三九) 米國側委任狀(一三九) 拙譯標本(一四一) 堀田の勇(一四二) 註 井上岩瀬の任命(川路聖謨之生涯)……………一四二

三一 日米安政條約談判開始の端緒(二)……………一四三

全權委任狀提示願末(一四三) 談判の相手(一四四) ハリス委任狀提出(一四四) 日本全權委任狀提出(一四四) 日本人の委任狀尊重(一四五) 日本大君印記(一四五) 條約案文翻譯上の注意(一四五) 日本語譯完成(一四六) ハリス智者の評判(一四七)

三二 日米修好通商條約草案(一)……………一四八

草案譯文兩棟(一四八) 草案本文(一四八) 兩國の親交(一四九) 外交官相互派遣(一四九) 旅行の自由(一五〇) 日本と他國との爭議仲裁の事(一五〇) 日本船扶助(一五一)

三三 日米修好通商條約草案(二)……………一五一

開港場(一五二) 下田閉港(一五三) 米人在留規定(一五三) 物品賣買規定(一五三) 草案中の眼目(一五四) ハリスの掛引(一五五) 自由賣買(一五五)

三四 日米修好通商條約草案(三)……………一五六

關稅(一五六) 米海軍食糧貯藏處分方(一五六) 阿片禁制(一五七) 租稅制限
 (一五七) 貨幣交換(一五八) 貨幣改鑄費(一五八) 日本人の外國貨幣使用(一
 五九)

三五 日米修好通商條約草案(四)……………一五九

領事裁判(一六〇) 沒收品及過料(一六〇) 開港場境界(一六一) 旅行及居留權
 (一六一) 信教自由(一六二)

三六 日米修好通商條約草案(五)……………一六三

逃亡者捕縛(一六四) 船體兵器購入(一六四) 學者軍人履備(一六四) 在米日本
 人待遇(一六五) 貿易章程(一六六) 舊條約の廢止(一六六) 十三條規定理由
 (一六七)

三七 日米修好通商條約草案(六)……………一六七

條約改正根本原則(一六八) 諸國均霑(一六八) 効力發生(一六九) 批准交換
 (一六九) 右起草者(一七一) 貿易章程草案(一七一)

第七章 第一次日米條約談判……………一七二

三八 日米條約談判の開始(一)……………一七二

條約大綱決定(一七二) 第一回談判開始(一七二) 國論不調和の憂ひ(一七三)
 魯爾條約準備の事(一七四) 人心不居合の事(一七五) ハリス申分(一七五)
 註 岩瀬忠震の努力(宛菴遺稿)……………一七六

三九 日米條約談判の開始(二)……………一七七

行違ひあらんか(一七七) 江戸近海開港の議(一七七) 日本の本音(一七八) 岩
 瀬意見の採用(一七八) 長崎箱館神奈川三港を開かん(一七九) 是亦岩瀬の意見
 (一八〇) ミニストル差置の件(一八〇) ミニストル差置場所(一八〇)

四〇 日米條約談判の開始(三)……………一八二

商民歩行の制限(一八二) 人情不居合(一八三) 浪人の暴舉企畫(一八三) 召捕
 三人(一八四) ハリスの見解(一八四) 井上岩瀬の説明(一八五) 岩瀬等の配慮

〔一八六〕 歩行制限の理由〔一八六〕

四一 日米條約談判の開始(四) ……………一八七

長崎箱館居住取扱〔一八七〕 土人と雜居の非〔一八八〕 金銀取替の事〔一八九〕
交易市場設置〔一九〇〕 ハリス不承引〔一九〇〕 ハリスの要望〔一九一〕

四二 日米條約談判の開始(五) ……………一九一

信仰自由保障〔一九一〕 拜禮所建築〔一九二〕 ハリス雜居を求む〔一九三〕 踏繪
廢止〔一九三〕 貨幣交換の事〔一九四〕 差支事項除去の事〔一九五〕 井上岩瀬等
の機鋒〔一九五〕

四三 日米條約談判の開始(六) ……………一九六

ハリス更に議論を發す〔一九六〕 歐羅巴諸州渡來〔一九七〕 ハリス慣用語調〔一
九八〕 日米修交の利強調〔一九八〕 公使差置場所に就き〔一九九〕 支那の例〔二
〇〇〕

四四 日米條約談判の開始(七) ……………二〇一

公使の職務〔二〇一〕 公使行狀に就き〔二〇一〕 公使差置の便利〔二〇二〕 公使
居住江戸に限る〔二〇二〕 更に熟考を促がす〔二〇三〕 ハリスの無遠慮〔二〇三〕
双方の一本槍〔二〇四〕 日本人心不一致〔二〇四〕 双方の立場分明〔二〇六〕

四五 第一次談判に關するハリスの手記(一) ……………二〇六

日本外交の優柔不斷〔二〇七〕 掛引双方にあり〔二〇七〕 公使に對する日本の希
望〔二〇八〕 日本の申條〔二〇九〕 下田の代港〔二〇九〕 ハリス憤慨〔二〇九〕

四六 第一次談判に關するハリスの手記(二) ……………二一〇

ハリス不承引〔二一〇〕 ハリス露閣條約無視〔二一一〕 只當然の權利要求のみ
〔二一一〕 我また屈せず〔二一二〕 最惠國條款添加者〔二一二〕 公使江戸在留禁
止の誤解〔二一三〕 公使駐劄承引の果斷〔二一三〕

四七 第一次談判に關するハリスの手記(三) ……………二一四

日本委員慣用語〔二一四〕 對米偏見加重を恐る〔二一四〕 日本の頑固者〔二一五〕
日本の學校〔二一五〕 委員の密談申込〔二一五〕 井上の浪人談〔二一六〕

四八 第一次談判に關するハリスの手記(四)……………二二七
 陰謀者發見(二二七) 日本當局の警戒(二二八) ハリス浪人を恐れず(二二八)
 日本委員また強硬(二二九) 信仰自由の承認(二二九) 日蘭の信仰規定(二二〇)
 公使權利承認の強調(二二〇)

第八章 第二次日米條約談判……………二二二

四九 日米條約第二次の談判(一)……………二二三

談判再開(二二三) 公使江戸在留問題(二二三) 公使江戸居住の利益(二二三)
 ハリス公使館増加を説く(二二四) 日本の漸進説(二二四) ハリスの意見容認
 (二二五)

五〇 日米條約第二次の談判(二)……………二二六

假條約承認(二二六) 半年延期(二二七) 逐條談論(二二七) 公使差置期限(二
 二八) 公使先置を要す(二二八) 幕府の痛手(二二九) 貿易開始の準備(二三〇)

五一 日米條約第二次の談判(三)……………二三〇

ハリス草案の年月(二三〇) 公使急速差置の要(二三一) 徒らに延期するにあら
 ず(二三二) ハリス常習氣象(二三二) 相互讓歩申入(二三二) ハリス肯かす
 (二三三) ハリス誤解か(二三三) 日本内政の経緯(二三四)

五二 日米條約第二次の談判(四)……………二三五

急速不可能の説明(二三五) ハリス駁論(二三五) 口實を浪人にかゝる(二三六)
 ハリス浪人を恐れず(二三六) 公使館盜難處置(二三七) 只全國民の了解を要す
 (二三七) 事情曲盡に能はず(二三八)

五三 日米條約第二次の談判(五)……………二二九

手心延期を求む(二三九) 手心承諾(二三九) 公使等旅行の事(二四〇) 往來總
 て公務と見ん(二四一) 公務の二字削除希望(二四二)

五四 日米條約第二次の談判(六)……………二四三

公務の解(二四四) 公務の二字要不要(二四四) 公務二字削除承引(二四五) ハ

リス慣用手段(二四六) 三个條承引を求む(二四七) 開港問題(二四七)

五五 日米條約第二次の談判(七)……………二四八

ハリスの開港必要論(二四八) 收税の利(二四九) 江戸收税の額(二四九) 京坂
収益また同様(二五〇) 商人生産地を望む(二五一) 開港の利益強調(二五二) 利
を以て日本を誘ふ(二五二)

五六 日米條約第二次の談判(八)……………二五二

ハリスの商業立國論(二五三) 岩瀬等の合點(二五三) 國益の多寡港の多少によ
る(二五四) 開港は條約の活路(二五五) 開港の利益強調(二五五) ハリスの著
眼點(二五六) 開港拒否の危難(二五六)

五七 第二次談判に關するハリスの手記(一)……………二五七

公使在留地に就き日本委員辯明(二五七) 公使派遣延期請求(二五八) ハリス拒
否(二五八) 只内諾請求(二五九) 公使の公務外旅行拒絶(二五九) 公務旅行の
解(二六〇)

五八 第二次談判に關するハリスの手記(二)……………二六一

仲裁規定の効果(二六一) ハリスの巧妙(二六二) 條約中のセバストポール(二六
二) 満足の條約要求(二六二) 談判委員の職權(二六三) ハリスの誤解(二六三)
岩瀬、井上の立場(二六四) 反對論者充満(二六四) 日本委員の苦心(二六四)

第九章 第三次日米條約談判……………二六六

五九 日米條約第三次の談判(一)……………二六六

第三回談判開始(二六六) 日數を要する辯解(二六七) 漸次開港に進まん(二六
七) 武家の習風(二六八) 只人心居合を待つのみ(二六九) 條約實行期日(二七
〇) ハリスまた逐次開港承了(二七一)

六〇 日米條約第三次の談判(二)……………二七一

人心居合の上増港せん(二七一) 米の希望開港地(二七二) 京都を拒絶す(二七
二) 京都の延宕(二七三) 京都の繁榮(二七三) 大阪京都間距離(二七四) 京

都拒絶の理由〔二七五〕

六一 日米條約第三次の談判(三)……………二七六

ハリス強説〔二七六〕 米國の日本人取扱方〔二七七〕 條約は互譲を要す〔二七七〕
我が辯駁〔二七八〕 ハリス更に日本の爲を説く〔二七九〕 人心折合問答〔二七九〕
商賣と政府の利益〔二八〇〕

六二 日米條約第三次の談判(四)……………二八一

我が委員の説破〔二八一〕 ハリス三港狹隘を訴ふ〔二八二〕 開港地の人口増加
〔二八三〕 神奈川的良好〔二八三〕 神奈川の有望〔二八四〕 箱館商賣望み少し
〔二八四〕 三港商高〔二八五〕

六三 日米條約第三次の談判(五)……………二八六

日本の貿易上の存念〔二八六〕 新潟開港提議〔二八六〕 ハリス控へ港請求〔二八
七〕 京大坂等の開市を求む〔二八八〕 英佛の爲餘地を残すを欲せず〔二八九〕
江戸開港時期〔二八九〕 貿易章程の變更〔二九〇〕

六四 日米條約第三次の談判(六)……………二九一

三港以上即答せず〔二九一〕 下田閉港の議〔二九一〕 ハリスまた威嚇〔二九二〕
また恩を被せる〔二九三〕 岩瀬威嚇に屈せず〔二九四〕

六五 第三次談判に關するハリスの手記(一)……………二九五

十四日開議〔二九六〕 日本諸大名評議の要〔二九六〕 少し事實誇張〔二九六〕 通
譯の誤りと掛引〔二九七〕 日本の最終讓歩〔二九七〕 ハリス名譽教授〔二九八〕
平戸閉港の拒絶〔二九八〕 日本人の秘密性〔二九九〕 見當違ひの評〔二九九〕

六六 第三次談判に關するハリスの手記(二)……………三〇〇

京都の貧〔三〇〇〕 所謂御門〔三〇〇〕 只一通りの論のみ〔三〇一〕 京都無勢力
視の結果〔三〇二〕 開港論者失敗の一因〔三〇二〕 開港候補地の説明〔三〇二〕
新潟港提供〔三〇二〕 日本西海岸良港なし〔三〇三〕 ハリス新潟承認〔三〇三〕
各地開港期日〔三〇三〕

註 ハリス應接に就き三家三卿への達し〔水野忠徳雜録〕……………三〇四

第十章 第四次日米條約談判……………三〇六

六七 日米條約第四次の談判(一)……………三〇六

第四次談判開始(三〇六) ミニストル館坪敷の事(三〇七) 参考の爲聴取を要す(三〇七) 華盛頓府公使館の大きさ(三〇八) 我が委員の用意周匝(三〇九) 公使僕隸の數(三〇九) 英公使從者員二名(三一〇) 佛帝の從者(三一〇) 英公使の訪問(三一〇) 先人の功と勞(三一〇)

六八 日米條約第四次の談判(二)……………三一二

開港問題(三一二) 京坂開港拒否(三一三) ハリスまた威嚇(三一四) 不相當拒否の不利(三一五) 我委員の眞實告白(三一六) ハリス一本調子(三一六)

六九 日米條約第四次の談判(三)……………三一七

大坂差支の理由(三一七) 外人諒解に難き理由(三一七) 武家の長縮(三一八) 江戸開市年限(三一九) 世運の推移(三二〇) 取引根本地(三二一)

七〇 日米條約第四次の談判(四)……………三二一

江戸海岸繋船の事(三二一) 商船業者(三二二) 荷主代人(三二二) 船主代人の要(三二三) 舟子(三二三) 政府荷主となるの非(三二三) 日蘭條約非難(三二四) 商人の尊重(三二四) ハリス講釋の正當(三二五)

七一 日米條約第四次の談判(五)……………三二六

金川港施設(三二六) 金川商賣の不便(三二七) 商賣は都會を要す(三二七) 商人の要訣(三二八) 貴重品賣買の不便(三二八) ハリスの過慮(三二九) 日本互商仕入方(三二九) 問屋移住の事(三二九) 江戸は小賣買(三三〇)

七十二 日米條約第四次の談判(六)……………三三〇

江戸開市の理由(三三〇) 問屋の要(三三一) 公使商賣筋に關與せず(三三二) 自由賣買の許可(三三三) 問屋の説明(三三四) 關稅納の事(三三四)

七三 日米條約第四次の談判(七)……………三三五

租法の事(三三五) 商賣の利(三三六) 金川住居の不便(三三六) 品川開港斷念

〔三三七〕 金川の便利〔三三八〕 ハリス江戸商賣の熱望〔三三九〕 川崎江戸間の距離〔三三九〕 宿駕籠の早さ〔三四〇〕

七四 日米條約第四次の談判(八)……………三四一

ハリス江戸住居必要熱説〔三四一〕 日本委員金川強説〔三四一〕 金川開港施設〔三四二〕 ハリス問屋の不自由を説く〔三四三〕 問屋職人の辨別〔三四三〕 ハリス問屋制度の誤解〔三四四〕 賣込競争〔三四四〕 支那ホン〔三四五〕

七五 日米條約第四次の談判(九)……………三四五

問屋とホンの區別〔三四五〕 ハリス紀業に終る〔三四六〕 ハリス金川住居の不便を説く〔三四七〕 商品飾置の利益〔三四八〕 論争要點〔三四九〕 貿易港々にて致すの意味〔三四九〕

七六 日米條約第四次の談判(十)……………三五〇

磐谷の例〔三五〇〕 居住磐谷に限る理由〔三五二〕 暹羅の憂ひ〔三五二〕 磐谷港〔三五三〕 磐谷以外の港〔三五三〕 暹羅國中旅行の事〔三五四〕 四港相止〔三五五〕

七七 第四次談判に關するハリスの手記……………三五六

ハリス自ら語る〔三五六〕 談判委員提議〔三五六〕 米人江戸居住無用論〔三五七〕 ハリス驚喜〔三五七〕 ハリス江戸居住必用論〔三五八〕 品川開港撤回〔三五九〕 品川開港不可能〔三五九〕

第十一章 第五次日米條約談判……………三六〇

七八 日米條約第五次の談判(一)……………三六〇

諸對外條約の基調〔三六〇〕 日本商賣の仕方〔三六一〕 外國商法と日本商法との違ひ〔三六一〕 勝手交易の意義〔三六三〕 金川繁盛の豫想〔三六三〕 江戸開市執著〔三六四〕

七九 日米條約第五次の談判(二)……………三六五

江戸商賣の便〔三六五〕 金川到底江戸に及ばず〔三六五〕 外人居住混雜け杞憂〔三六六〕 石炭坑採掘談〔三六六〕 問屋と入札商人との別〔三六七〕 金川住居の

便利(三六八) 問屋とホンの相違(三六八) 江戸一時逗留の許可(三六九)

八〇 日米條約第五次の談判(三)……………三六九
 亞細亞洲風(三七〇) 双方誠意披瀝(三七二) ハリス感激性(三七二) 支那開港
 (三七二) 江戸開放五年延期提議(三七二) ハリス五年延期不承諾(三七三)

八一 日米條約第五次の談判(四)……………三七四
 ハリス條約取極困難を説く(三七四) 居留制度承認(三七五) 出島同様の扱拒絶
 (三七五) 當分の文意不都合(三七六) 紐育巨商の住居と商店(三七六) 江戸と
 金川は餘りに距離大(三七七) 支那滞在の外人(三七七) 公使館人數と商民數
 (三七八)

八二 日米條約第五次の談判(五)……………三七九
 諸事一様を尙ぶ(三七九) 廣東人條約反對運動(三八〇) ハリス慣用手段(三八
 〇) 日本の人氣(三八一) 騒動必ず兆あり(三八一) 日本都府開放困難(三八
 二) 在住と居留との相違(三八三) 逗留許容(三八三) 只人心折合に拘る(三八
 四) 我が眼目(三八四)

八三 日米條約第五次の談判(六)……………三八五
 商業の爲滞在(三八五) 只人心居合の爲(三八六) 妻子携帯を嫌ふ理由(三八六)
 ハリス頑張り(三八七) 認加文言(三八八) 住居滞留の差別(三八八) 人心居合
 心配の理由(三八九) 大船造立の事(三八九)

第十二章 第六次日米條約談判……………三九一

八四 日米條約第六次の談判(一)……………三九一
 談判長引きの原因(三九一) 事を爲す爲の解(三九二) 商賣の爲の解(三九二)
 京大阪問題(三九三) 大阪差支の理由(三九三) 京都不開放の因(三九四) ハリ
 ス江戸大阪を好む理由(三九四) 堺の便利(三九五)

八五 日米條約第六次の談判(二)……………三九六
 ハリス大阪執著(三九六) ハリス好意の解(三九六) 兵庫開港問題局面に出づ
 (三九七) 又人心折合を憂ふ(三九八) 旅行整ひ難き理由(三九九) 亞人旅行の

趣意(三九九) 滞在日限を立つる事(四〇〇) 四〇一

八六 日米條約第六次の談判(三) 四〇一

要樞の地に物貨集る(四〇一) 偏に人心折合の爲(四〇二) 英國富強の因(四〇三) 西班牙衰頹の因(四〇三) 岩瀬等感動(四〇四) 逗留旅行の事(四〇五) 七ヶ條省略の不可(四〇六)

八七 第五次第六次談判に關するハリスの手記(一) 四〇七

第五次談判(四〇七) 談判委員提議(四〇七) 江戸開市期(四〇七) 第六次談判(四〇八) 事務と貿易と(四〇八) 京都地圖(四〇八) 京都開市困難(四〇八) 岩瀬等の努力(四〇九) 京都開市の困難(四〇九) 日本委員の頑張り(四一〇)

八八 第五次第六次談判に關するハリスの手記(二) 四一〇

日本委員堺開市提議(四一〇) 兵庫提供(四一一) 談判委員の見識(四一一) 大阪廻避の理由(四一二) ハリスの大坂開市主張(四一二) ハリス主張の二因(四一二) 京都堺線問題提供(四一三) 内地旅行問題(四一三) ハリスの辛抱(四一四) ハリス強説(四一四)

八九 ハリスの手記より見たる我が内情 四一五

談判委員打明話し(四一五) 守舊派激昂(四一五) 既得權保持の得策(四一六) 二争點時期を待つ(四一六) ハリス諒解(四一六) 江戸城中の空氣險惡(四一七) 内地旅行討論(四一七) 華盛頓誕生日祝徳(四一七) 日本の大砲製作(四一八) 通貨に關して(四一八)

第十三章 第七次日米條約談判 四一九

九〇 日米條約第七次の談判(一) 四一九

群議鼎沸(四一九) 大阪開港拒絶(四二〇) 犯法者退居の事(四二〇) 旅行の件除去(四二二) 臣下と國民(四二二) 連綿居留の事(四二二) 居留逗留の意味(四二二) 雙方誠意あり(四二三)

九一 日米條約第七次の談判(二) 四二三

官地借居の事(四二四) 連綿住居の場所(四二四) 借地引合の事(四二五) 塀を

建ての事(四二六) 米麥賣買の事(四二七) 日本重要の物資(四二八)

九二 日米條約第七次の談判(三)……………四二八

米輸出禁止(四二八) ハリス杞憂を説く(四二九) 日本委員肯かす(四三〇) ハリス承諾(四三〇) 銅に就き露爾同様を求む(四三一) 銅輸出の制限(四三一) ハリス銅入札賣の勧告(四三二)

九三 日米條約第七次の談判(四)……………四三三

米麥の仕法(四三三) 運上規定の事(四三四) 荷物價評定の事(四三五) 役人見込の不承知の場合(四三五) 收納を確實にする法(四三六) 日本委員の新知識取入(四三七) 荷物改の事(四三七)

九四 日米條約第七次の談判(五)……………四三八

日本役人商賣を知らず(四三八) 商人より官吏取立(四三九) ハリス眞意(四四〇) 米國海上勢の貯物(四四〇) コライネ、アゲント(四四一) 倉庫貯物(四四一) 堺省除(四四二) 條約上の三港(四四二) 海軍勢給品(四四二)

九五 日米條約第七次の談判(六)……………四四四

再運上不要規定(四四四) ある部の解(四四四) 規定地外出行禁止規定(四四五) 金銀輸出解禁年限(四四六) 日本委員の意氣(四四七) ハリス手記(四四七) 艦隊使用品免稅(四四七) ハリスの満足(四四八)

第十四章 第八次日米條約談判……………四四九

九六 日米條約第八次の談判(一)……………四四九

海上勢貯物賣拂運上(四五〇) 六分増廢止(四五〇) 兩替所従前通立置を求む(四五一) 金銀兩替見本(四五二) 便宜一方か(四五三)

九七 日米條約第八次の談判(二)……………四五四

臣下の字認替(四五四) 兩替は差向の用(四五五) 日本委員頭痛の種(四五六) 年限延期の理由(四五七) 我が委員の苦心(四五七) ハリスの驚異(四五八)

九八 日米條約第八次の談判(三)……………四五九

止宿所及年限改め申入(四五九) ハリスあくまで大阪を開かんとす(四五九) 大阪拒絶を詰る(四六〇) ハリス局面回轉の計(四六一) 大國民に對する侮辱(四六二)

九九 日米條約第八次の談判(四)……………四六四

大阪決答遅々の理由(四六四) ハリスの目的大阪にあり(四六五) 我が拒絶(四六五) 亞人輕侮の抗議(四六六) 談判委員の痛手(四六七) 大阪閉鎖の不利を説く(四六七) 大阪問題保留(四六八) ハリス一念(四六九)

一〇〇 日米條約第八次の談判(五)……………四六九

コンシユラル裁斷所(四六九) 前科者出行の事(四七〇) 里數浮ヶ置(四七〇) 拜所(四七一) 埋葬所(四七二) 法教を修する事(四七二) 禮拜所數(四七三) 法教の行を害する者處分規定(四七三) 右條項刪去の不利(四七四) 領事裁判は舊慣に由る(四七五)

一〇一 日米條約第八次の談判(六)……………四七五

扶助の解釋(四七五) 亂妨人取押方(四七六) 軍器取扱の事(四七七) 武器販賣

制限(四七八) 一般食物と米麥との區別(四七八) 各國に條約允許等の事(四七九) 軍艦押懸の先例者(四八〇) ハリス底意(四八〇)

一〇二 日米條約第八次の談判(七)……………四八〇

日本委員の物慣れ(四八一) 正々堂々の申分(四八一) 和蘭に對する前例(四八一) 葡國條約締結の事(四八二) 大君名記の事(四八二) 條約交換場所(四八三) 井上岩瀨の意氣(四八三) 岩瀨等の失脚(四八四) 著々進行(四八五)

一〇三 第八次談判に關するハリスの手記……………四八五

米人の大坂居留拒絶(四八五) ハリス行旅及京都に關する件再主張(四八六) ハリスの捏ね理窟(四八六) 日本委員に裏を搔かる(四八七) ハリス一杯嘖ばさる(四八七) 日本委員尻込み(四八七) 第六條合致(四八八) 日本遣米使派遣提議(四八八) ハリス快諾(四八八) 日本水夫雇入の事(四八九)

第十五章 第九次日米條約談判……………四九〇

一〇四 日米條約第九次の談判(一)……………四九〇

第九次談判開始(四九〇) 大坂に就き我が讀歩(四九一) 大坂灣總名(四九一)
 更に兵庫開港を求む(四九二) 大坂にて取扱方規定(四九二) 商賣の爲の語意(四
 九四) 遊歩の境を設けず(四九四) 江戸大坂界址(四九五)

一〇五 日米條約第九次の談判(二)……………四九六

雜居にあらざる事(四九六) 文章用語の事(四九六) 文章意味通達(四九七)
 居留と雜居區別明確の事(四九八) 借家許可區域(四九九) 堺と兵庫開港の事
 (五〇〇)

一〇六 日米條約第九次の談判(三)……………五〇一

更に兵庫開港を求む(五〇一) 兵庫開港希望理由(五〇一) ハリス先見の明
 (五〇二) 兵庫開港の拒絶(五〇二) 其理由(五〇三) 兵庫の事書冊に精し(五
 〇四) 兵庫良港(五〇四) 船修復所(五〇五)

一〇七 日米條約第九次の談判(四)……………五〇五

諸所開市年限(五〇六) 堺大坂同時開港の希望(五〇六) 開市年限決定(五〇七)
 新潟代港(五〇八) 諸侯領内開港先例(五〇八) 西海岸良港借入の議(五〇九)

西海岸開港希望の目的(五一〇)

一〇八 日米條約第九次の談判(五)……………五一一

繪圖貸渡(五一一) 遊歩區域の窮窟(五一二) 返答保留(五一二) 堺址奉行と引
 會難し(五一三) 金川遊歩區域(五一四) 西人遊歩の辯(五一五) 金川別段扱ひ
 (五一五) 居留渡來辨別の不都合(五一六)

一〇九 日米條約第九次の談判(六)……………五一七

七ヶ條刪去の意か(五一七) ハリス一理あり(五一七) 一泊の辯(五一八) 外人
 一泊困難の事情(五一八) 遊行車取寄せ申出(五一九) 日本外國同視の弊(五二
 〇) 外人高山を好む(五二〇) 狹隘非狹隘の問答(五二一)

一一〇 日米條約第九次の談判(七)……………五二二

日本委員強説(五二二) 十里の許可難(五二三) 堺限確定の要(五二三) ハリス
 亦尤も(五二四) 堺限地形相應を要す(五二五)

一一一 日米條約第九次の談判(八)……………五二六

ハリス十里取縮の理由を説く(五二六) 十里なほ窮富(五二七) 世界皆通行自由(五二七) 確答を與へず(五二八) 話頭一轉(五二九) 條約交換の事(五二九) 實施期限(五二九) 堀田岩瀬等の意氣込(五三〇)

一一二 日米條約第九次の談判(九).....五三一

商法定則質問(五三一) 談判委員の手腕(五三二) ハリス答辯(五三二) 魯西亞税法との關係(五三二) 積荷高相違過料の事(五三三) 船主責任(五三四) 惡業組員姦計(五三四) 密賣買品物取上(五三五) 西洋商賣方變改(五三六)

一一三 第九次談判に關するハリスの手記.....五三六

大坂開港案件(五三七) 堺市物産(五三七) 堺兵庫開港強要(五三八) 兵庫拒絶の理由(五三八) ハリス兵庫要求を捨てず(五三八) 只希望を聞くのみ(五三九) 各處開港時期(五三九)

第十六章 第十次日米條約談判.....五四一

一一四 日米條約第十次の談判(一).....五四一

租税の法(五四一) 魯西亞の抽(五四二) ハリスの巧(五四二) 荷物改方(五四三) 過料及税法割合(五四四) 船中締を犯したる者の處分方(五四四)

一一五 日米條約第十次の談判(二).....五四六

荷卸過料据置き(五四六) ハリス調印を急ぐ(五四七) 過料をドルに改む(五四七) 租税仕法(五四八) 噸税(五四八) 噸税の害(五四九)

一一六 日米條約第十次の談判(三).....五五〇

噸税の利害續き(五五〇) 魯西亞噸税(五五一) 魯西亞條約の不都合(五五一) 輸出税法(五五三) ハリスの主張(五五四)

一一七 日米條約第十次の談判(四).....五五五

産物の額を知る法(五五五) 輸出改方手続き(五五六) 包内を改る法(五五六) 輸出入税法の輕重(五五七) 織物輸出の事(五五八) 前途見透の困難(五五九) 雙方意志漸次接近(五六〇)

一一八 第十次談判に關するハリスの手記.....五六〇

貿易に關する談判(五六〇) 條約案起草の感誦(五六一) 關稅問題(五六一) 輸出税に就ての反對意見(五六二) 租稅負擔限度(五六二) 課稅品目の差等(五六二) 日本の正月休暇(五六三) ハリス下心(五六三) ハリスの友誼(五六三)

一一九 ハリスの日記と安政五年首の形勢(一)……………五六四

ハリス内話(五六四) 開市港場境界問題(五六五) 選卒の巡廻(五六五) ハリスの邪推(五六五) 日本の新年(五六六) 正月贈物(五六六) 大名の外人居住許可反對(五六七) ハリス洞察の適中(五六七)

一二〇 ハリスの日記と安政五年首の形勢(二)……………五六八

千代田城中大騒動(五六八) 右の事實信頼すべし(五六九) 條約奏請員の西上(五六九) 寢耳に水の事實(五七〇) 天皇不許可を豫期せず(五七〇) 事件の重視(五七〇) 儀式の價值(五七〇) 堀田上京使命の一消息(五七一) 人事意の如くならず(五七一)

一二一 ハリスの日記と安政五年首の形勢(三)……………五七二

日本委員談判繼續の提議(五七二) ハリスの日本委員嘲弄(五七二) ハリス憤慨

の理由(五七三) 祕密の不可能(五七三) 延引の不承諾(五七四) 日本の繰延べ策(五七四) 華盛頓誕生日祝禮問題(五七五) 六分歩合交渉(五七六)

一二二 ハリスの日記と安政五年首の形勢(四)……………五七六

公務以外外出せず(五七六) 高官隔離の習慣(五七六) 大名のハリスに對する反感(五七七) ハリス自制(五七七) 井上のハリス慰諭(五七七) 條約締結奏上の眞意(五七八) 反對大名の慰諭(五七八) ハリスの井上勸説(五七九)

第十七章 第十一次日米條約談判……………五八一

一二三 日米條約第十一次の談判(一)……………五八一

最重要會見(五八一) コンシユル旅行の事(五八二) コンシユライル官の意義(五八三) 全國旅行許可難(五八三) ハリス日本民心を知悉せず(五八四) 外國に旅行の禁無!(五八五)

一二四 日米條約第十一次の談判(二)……………五八六

難船出張の要(五八六) 萬國普通の法(五八七) 日本特殊事情を考慮せず(五八七) 只旅行制限のみならず(五八八) 日本談判委員の弱點(五八九) ハリス脱線の放言(五八九) 日本委員事故防止策(五九〇)

一二五 日米條約第十一次の談判(三)……………五九〇

届出旅行の不便(五九一) ハリス暴言(五九一) 談判委員や、屈服(五九二) ミニストル旅行亦取縮(五九二) 旅行届出の事(五九四) 日本談判委員の苦心(五九四)

一二六 第十一次談判に關するハリスの手記……………五九五

梅花を贈らる(五九五) 水仙を贈らる(五九六) ハリス提議容れらる(五九六) 最後評定(五九六) 大名の権利主張(五九七) 第一條全部容認(五九八) 第二條原案可決(五九八)

第十八章 第十二次日米條約談判……………五九九

一二七 日米條約第十二次の談判(一)……………五九九

戦争の端緒(五九九) 再び旅行の件(六〇〇) 十里また不足(六〇一) 支那の例(六〇一) 西洋人旅行の習慣(六〇二) 金川四方十里の堺限(六〇二)

一二八 日米條約第十二次の談判(二)……………六〇三

里數算定標準(六〇三) 堺港境界増加の困難(六〇五) 堺を閉ぢ兵庫を開くの議(六〇六) 新潟遊歩規定(六〇七) 兵庫遊歩堺址(六〇七) 猪名川界限(六〇八) 兵庫開港の理由(六〇九)

一二九 日米條約第十二次の談判(三)……………六〇九

長崎の事(六一〇) ハリス和蘭同様たるを好まず(六一一) 長崎の將來(六一二) 長崎四方十五里の請求(六一二) 港の事決定(六一三) 居留者建物の事(六一四)

一三〇 日米條約第十二次の談判(四)……………六一五

江戸大坂外商逗留の事(六一五) 軍用品の事(六一五) 米人召遣(六一六) 召遣拘引の事(六一七) ハリス日本國法侮辱(六一八)

一三一 日米條約第十二次の談判(五)……………六一九

禮拜所の事(六一九) 路籍(六二一) 据置か刪去か(六二二) 税則中の過料(六二三) 和蘭の法との比較(六二三) 噸税(六二四) 幕府多事(六二四)

第十九章 日米條約談判終結 六二六

一三二 日米條約第十三次の談判(一) 六二六

税法の事(六二六) 外國向きの日本産物(六二七) 出港税の不可(六二七) 外國の入港税律(六二八) 出税は少きを賞ふ(六二九) ハリスの税法意見(六三〇)

一三三 日米條約第十三次の談判(二) 六三〇

眞正貿易江戸大坂開市の後にあり(六三一) 運上拂方(六三二) 各港遊歩規定の事(六三二) 英を先んずべからず(六三三) ハリスの焦慮(六三三) 調印奏聞後たるを要す(六三四) 談判委員努力(六三四)

一三四 談判の終結とハリスの日記(一) 六三五

ハリスの心持(六三五) 加賀侯の憤慨(六三五) 將軍條約に賛成(六三六) 小大

名の反對(六三六) 奏聞の價值(六三七) 京都買収運動(六三七) 是れ慣用手段(六三八) 正月七日の會見(六三八)

一三五 談判の終結とハリスの日記(二) 六三九

ハリス落膽(六三九) 通譯者の無學(六四〇) 日本人の嘘つき(六四〇) ハリスの誤解(六四一) 正月九日會見(六四一) 修正總て不誠意(六四一) 井上岩瀨の苦心(六四二)

一三六 談判の終結とハリスの日記(三) 六四三

正月十日の會見(六四三) 修正多くは不合理(六四三) 逐條審議(六四四) 各港境界(六四四) 新潟長崎境界(六四四) 條約成立(六四四) ハリス驚喜(六四五) 法規評定(六四五) 最も愉快なる會見(六四五) ハリス頌徳表の一因(六四六)

一三七 談判の終結とハリスの日記(四) 六四七

日本の關稅案提出(六四七) ハリス異議(六四七) 輸入税種(六四八) 公使領事館員用品免税(六四八) 文句小修正(六四九) 談判落著(六四九) 日本談判委員の無權限(六四九)

一三八 ハリス下田に還る……………六五〇

ハリス休養(六五〇) ハリスの病氣(六五一) 下田歸還の希望(六五一) 條約書調製(六五二) 調印までの手續完了(六五三) ハリス出發準備(六五三)

一三九 下田歸港後のハリス……………六五四

ハリス江戸發(六五四) 江戸町觸(六五五) 堀田正陸に通告(六五五) ハリス下田歸者(六五六) 日本醫官の治療(六五六) 伊東貫齋を遣す(六五七)

一四〇 安政條約議定後調印前の形勢……………六五九

日本全國の大混亂(六五九) 京都の兩派(六五九) 朝廷の弱點(六五九) 幕府の弱點(六六〇) 問題の複雑(六六〇) 一橋派中の種々(六六一) 紀州派中の種々(六六一) 問題愈々錯綜(六六一) 最危険の問題(六六一)

年表並人物概覽

其一 年表……………一—四

其二 人物概覽……………五—一四
索引……………一—八

挿入繪圖

一 岩瀬忠震出版地理全志扉及同書挿入地圖……………卷頭



近世日本
國民史

安政條約締結篇

蘇峰學人

第壹章 幕府の外交諮問

【一】外交と内交

昭和四年十一月九日、大森山王草堂に於て、安政條約篇を書き始む。七十二年の後に於て、七十二年の前を懐ふ。洵とに感慨に禁へざるものがある。

政治の復

政治は決して單純ではない。政治は一の事件と、他の事件との相持である。前を善くすれば後ろが悪しく、右を重んずれば、左が軽く、十全具足、其の辻褄

堀田の才

の全く合ふことは、決して容易の業ではない。然も其の容易の業でないところを首尾克くやつてのけるところに、政治家の腕前は存する。故に一國の宰相には、全才を要して、偏才を要しない。偏才は以て方面の任に當る可きも、決して全局を統御するの任には當らない。

安政四年の末期に於ては、堀田正睦實に老中首座であつた。彼は比較的心を乗る公平にして、偏黨の見無く、然も他の閣僚、若しくは諸大名に比して、尤も能く海外の大勢に通曉してゐた。されば彼は全才と云ふ能はざるまでも、先づ彼此より善しと云はねばならぬ。但だ憾らくは彼は外交に餘りに一本調子であつて、他を顧慮するに遑あらなかつた。否な或は顧慮したかも知れないが、其の力が、外交と内交との聯絡を、能く調節するに及ばなかつた。

當時江戸に於て、表面にはハリス入府以來、公使駐劄、自由貿易、即ち通商條約締結の問題が沸騰しつゝ、あつたが、其の裏面には、専ら將軍繼嗣問題が、暗闘最中であつた。然るに堀田其人は、此の問題を知るや、知らずや、成る可

暗闘最中の繼嗣問題

兩派運動の激烈

く廻避して、其の渦中から遠らんとしてゐた。固より遠かるも、近よるも、此の問題の重大性、重要性を洞察しての上からならば、まだしもの事。堀田其人は、此の問題には無頓著と云はん乎。無關心と云はん乎。恐らくは唯だ五月蠅き問題とのみ心得、此れが大地震を惹き起す可き震源であるとは、考へ及ばなかつたであらう。

當時憂國者の一部には、攘夷も開國も先づ我國の根本を固くして上の事。而してそれには、賢明なる將軍を、千代田城に据ゑ付けねばならぬ。その前提として、賢明なる養子を西城に入れねばならぬ。故に今は何よりも一橋慶喜其人を擁立するが、緊急であると、殆んど死者狂ひになりて運動した。而して此の運動の裏を掻きたる紀州慶福擁立運動が、更らに隱微の間に行はれた。乃ち暗闘は一橋黨と紀州黨との間に行はれた。然も紀州黨の運動に至りては、堀田其人は氣付かなかつたのみでなく、一橋黨の人々さへも、殆んど其の真相を突きとめ得なかつた。

一橋黨中
者の開國論

一橋黨の中には、開國論者も、攘夷論者もあつた。水戸は固より其の大隱居齊昭を始めとして、攘夷論の本来と認められてゐたが、併せて一橋擁立の本元でもあつた。此れは固より表向きには、無關係を装ふてゐたに拘らず。然も其の表裏一徹の運動者たる松平慶永の如きは、彼理時代には、赤熱の打拂論者であつたに拘らず。三年立てば三歳となる諺の如く、ハリス時代には、極めて通達せる開國論者と進化してゐた。而して一橋黨の中には、開國論の尖端に立つ岩瀬忠震なども、其の一人に數ふ可きであつた。

阿部の手

若し阿部正弘をして、生存せしめたならば、彼は一橋問題を解決し、此れを以て水戸を懐柔し、齊昭の同意を得ざるまでも、彼をして熱心なる反對をなさしめざるだけの手配をなし、而して鳥津齊彬の手をかりて、京都方面を、程善く取り繕ひ、曲りなりにも、公武一體の體裁もて、安政條約締結の段取りに至らしめたであらう。

堀田の手

然るに堀田其人は、繼嗣問題を閑却し、京都方面を閑却し、只管ハリスとの折衝のみを念頭に措き、殆んど其他を顧みず。云はゞ外人との談判さへ出来れば、内輪の事は、如何様にもなる可しとしたるは、手落と云はん乎、無分別と云はん乎、不穿鑿と云はん乎。吾人は幾重にも堀田が外交に成功して、内交に失敗したるを、遺憾千萬と云はねばならぬ。而して此の趨勢が、やがて公武背離の事實となり、次には安政戊午の大獄とまで流れ來つた。

【二】貿易品に關するハリスの覺書

覺書發送

問題は前篇につゞく。「参照 朝幕背離緒論」安政四年十一月十日、米國總領事ハリスは左の覺書を堀田正陸に送つた。

千八百五十七年十二月廿五日（安政四年十一月十日）

江戸府 帝國日本の合衆國使節館

第一章 二 貿易品に關するハリスの覺書

江戸

帝國日本の外國事務宰相

堀田備中守様

商賣條約の意の事に付ては、亞米利加人賣る爲に、日本え持來る品々と引替にて、日本は何を亞米利加人え與ふるやの尋問起るは、甚當然なり。予れ明白なる品之二三の覺書を爲せり。是は兩國之間に於て、商賣之本物と爲され得るものなり。是を念入勘考する事を、予貴所様え願ふ。

恭敬を以て述べ。

亞米利加合衆國の全權兼コンシユル、ゼネラール

トウンセント・ハルリス名記

ハ・セ・イ・ヒュースケン

眞譯

此れは英文をヒュースケンが蘭文に譯し、それを伊東貫齋が和譯したるもの。而して其の覺書は、實に左の通りだ。

覺書本文

覺書

自由商賣を始めて開く時は、日本産物之内、アメリカ用に相當と見られざる品多かるべし。然れどもアメリカ人其入用なる所の手本を、日本人に示せば、日本の慧智速に其要物を作るべし。故に當今暇に暮す數多之人は、職を得、且政府並國民是が爲に利益あるべし。一物の所望は、いつも其品を集め貯ゆる事を起すといふは、誠なる事なり。予前文之正直之例として、漆器を擧げん。

漆器有望

當時賣られるは、壹个年に唯貳三千兩也といへども、速に日本人アメリカの風にて、品々を作り始る時は、此商賣速に増加し、毎年數百千兩の惣計に至るべし。

絹織物

以上は漆器の前途有望なるを云ふ。

此考は絹地にも適當す。當時之日本絹は、アメリカの商賣に相當する者、甚だ聊なりといへども、織る人アメリカ人の要するが通りの品を作る事

生絲を忘る

を、速に學ぶなるべし。此事大なる商賣をいたす。若外國より絹を所望する事、日本にて、其元を産するより過分なる時は、其元を十分に支那より運送し來り得べし。斯の如くして、日本の職人に職を得さしめ、政府は、支那の其生絲に付て、拂ふ所の運上之收納を爲さしむ。ハリスは絹織物の有望なるを説示したが、現時に於ける我が輸出品の魁たる生絲に就ては、却つて忘れたるが如くある。惟ふに彼も我が蠶絲業の發達を、未

茶の有望

然に洞見するの明は無かつたのであらう。兩國人民の自由なる交り速に取極らるゝ時は、其外數多の商品速に見出さるゝ事疑あるべからず。擧げ残したる品一あり。是は諸物の中にて、最も重なる物の一なり。即ち茶なり。支那より異國へ茶を送り出す事、當時毎年八千萬斤以上なり。而して續て増益す。日本は他邦に送るに相應の者を、容易に製すべき茶を産す。而して日

銅の有望

本は當時より十ヶ年の中には、年々茶貳千萬斤を送り出さざる道理なし。茶は人の食物を作るに用立ざる土地にて生殖す。茶を收め且製する業は、多分婦人及び小兒の事にて、他の數多の産物の業と別なるものなり。當時其業利益なきにより、餘程減じあるなり。且此に加ふ、日本政府は、茶に價を爲し、日本へ送る荷物より、數十萬兩之收納を得べし。今茲に茶を標舉したるは、如何にも適當の觀察である。米國との貿易には、此れが尤も有望の一である可きは、固より疑を容れない。而して此れは從來長崎に於ける支那、及び和蘭貿易に於ては、毫も期待せられなかつたところだ。銅を産する事も異國の器械を送り入るゝに依り、又た此を堀り熔すに、異國人之學識を用ゆるに依て、大に増益さるゝ事疑無し。各國之收納は、其商賣惣計に順ず。商賣大なれば、收納大なり。故に商賣に

アメリカ人は、支那人と商賣せし事、今は七十年餘なり。而して未だ嘗てアメリカ人貳百人、同時には支那に在留せず。以上の覺書は、極めて單簡ではあるが、惟ふに堀田正睦及び其他の海防掛等の心を動かすには、十分であつたであらう。要するにハリスは、時に恫喝を用ひ、時に威嚇を用ひたるも、然も其の所説は、若干の誇張を控除すれば、何れも當然の事理に據りて、諄々、懇々と其の本末を陳べたるものにして、彼を稱して日本開國の宣教師と云ふも、決して過當の言ではあるまい。

【三】 諮問の意義如何

ハリス重大事件の

ハリスの貿易品に關する文書は、既記の通りだ。(參照 二) 今ま彼の日記を見れば、

返答期待

ば、

一八五七年十二月二十五日 愉快なる基督降誕節、予は前度の降誕節に於て、よもや今回の降誕節を、江戸に過す可しとは、思ひ及ばなんだ。若し更らに北京を加へしならんには、予が降誕節を、世界の各所に送りたる記録は、彌よ奇しきものとなるであらう。予は毎日、予の重大事件の通告に關する返答を期待してゐる旨を催促する。

日本の返答遅延

然るにそれに對しては、一定の答は、澤山の人々に相談せねばならぬ。大君の兄弟達や、總ての大名や、其他の偉らき人々等に向て。それには手紙を書かねばならぬ。返翰を受取らねばならぬ。而して例の通り、「日本人は重要な事件は、長き評定の後でなければ、決定しない」と云ふことだ。

ハリス覺書發送

外務大臣に書翰を與へ、覺書を送つた。外國貿易の主要物たる可き、最も著しき物産を歴擧し、而して如何に是等の物産が、貿易によりて増殖せらる可きかを示した。

堀田進行に努力

とある。ハリスは實にしびれを切らしつゝ、あつたが、堀田の側では中々左様に埒の明く可き模様は無かつた。併し從來の遷延主義に比すれば、堀田の舉措は、寧ろ破格の迅速主義であつたかも知れない。何となれば彼は出來得る限り其の進行を易めたからだ。

ハリス堀田の對話一評

世間では堀田對ハリスの對話に就ては、左の如く評してゐるものもあつた。十月廿六日、今日堀田備中守殿邸にて、亞國使節ハリスへ應接あり。其次第は、重ねて備中殿より、御渡の書に譲りて、爰には略しぬ。此時參り合はる人の語るを後に聞けば、備中殿はいたく辟易せられ、啞に掌の黄蘗とやいへらん如く、目瞬き大息せらるゝ迄にて、差定て申さる事は一もなく、又彼は事熟れたる様にて、憚る處なく、種々に論らひたり。備中殿は、折々に夫は其筋の懸りの者へと譲り聞えられ、或は宜しからん様に頼み聞ゆるなど言はるゝ有様、傍なる海防懸りの人々は、冷汗を流して聞居たる事にて、ハリスが思はん所も、恥かしき限りなりけりとぞ。(昨夢紀事)

重大事件 諮問の議

海防掛等の上申

此れは松平慶永の懐刀とも云ふ可き中根雪江の記する所、併しハリス其人に取りては、己れは講釋者であり、堀田は聽講者でありとしての對話でありたれば、それが寧ろ當然の事であつたらう。必らずしも堀田が、ハリスと議論を上下しなかつたとて、堀田を咎むるにも及ばず。亦た堀田の爲めに冷汗を流すにも及ぶまい。されど堀田がハリスにやりつけられたと云ふ評判は、當時の知識階級には、一般に行はれたものであらう。朝廷への奏上は勿論。三家、三卿、溜問詰及び一般大名へも、此の重大事件に付て諮問することは、當時の幕議であつた。此れは群議に諮り、衆議に決すると云ふ譯合でなく、寧ろ幕府當局の責任回避の爲めと云ふ可き理由があつた。乃ち十一月十日、ハリスの覺書提出と同日に、海防掛の勘定奉行、並に同吟味役の名によりて、更らに此事に付て上申してゐる。右は評定所一座連名を以、申上置候通、(參照 朝幕管轄緒篇 九六) 御三家始諸大名え御尋の上、御治定之外、別に見込も無御座一候。

と云ひ、而して其の諮問の要旨は、

尤諸大名え御尋可ニ相成一趣は、數十艘之軍艦を以渡來強願申立候節、御拒絶相成候はゞ、忽戦争相起、萬民之生命にも相拘可申候間、唯今之内に、彼等志願之儀、枉て御差許被ニ成置一候方にも可有之哉之旨、御尋御座候はゞ、國家治亂之係り候所、不ニ容易一次第にも有之、強て異存申立候向も有之の間敷、右を一應御尋と申上候は、餘り理りに拘り過候様に候得共、衆心一致仕候上にて、御許に相成候はゞ、御國內之治り方にも宜可有之哉。

益諮問の利

と云うてゐる。乃ち諮問の名をかりて、諭示して、其の賛成の言質を、豫じめ得て置く可しと云ふのだ。而して更らに、たとひ戦争等之論を發し候者、中には有之候とも、衆議に寄被レ決候間、聊御懸念之筋も有之の間敷、御尋之前後は、乍恐人心之向背にも關係仕、不ニ容易一儀と奉存候。

と云うてゐる。併し果して事が彼等の豫測通りに、行はれたる乎、否乎。尙ほ事實が追々と、之を語るであらう。

勘定奉行同吟味役への諮問

海防掛

御勘定奉行

同吟味役

覺

亞墨利加使節申立之趣、不審の塵々取調被ニ申聞候趣、調方等格別行届候義ニは候得共、右之塵々使節之及ニ論判一候共、願意消散可致様も不ニ相見、素々軍艦をも差向候代り、雄辯を以説得可致との仕向に付、信用難レ成とて、趣意變改可レ爲レ致様も有之の間敷哉。左候はゞ、申立之條々信偽之議論にも涉り候はゞ、更に種々の枝葉を生じ、彌以差違、願意押張候様之次第には至間敷哉、其節に至り、急度屈伏可レ爲レ致との見居有之候はゞ、重疊之事に候得共、左も無之候面は、容易に右等の議論にも難レ及、乍去被ニ申聞一候通り、偽之事共に候上は、其儘承置候様にも相成間敷、如何様取計候はゞ、事情至當之御所置に可レ有之哉。勿論素より風説書、或は漁夫之浮言等を信用致し候儀も有之の間敷、併、今般申立之趣は國家治亂に關係致し、實に不容易之儀に付、見込之趣、聊無

伏藏一可被三申聞一候事。

〔外國人より差出候書翰和解外國人之被遣候御書翰預寫〕

【四】幕府の諮問

阿部正弘
の新例

必らずしも海防掛等の意見を俟たず、阿部正弘の發きたる、彼理來航以來の新例は、其の事件を、當局より告示し、それに付ての意見を徴する順序となつてゐた。

十一月朔日、如例御登城、(松平慶永)ありしに、御居残り被仰出御禮濟たる後、櫻の間において、堀田備中守殿より、此度亞米利加合衆國よりの呈書和解並使節登城拜謁の節申上たる趣書取和解二綴御渡あり。(昨夢紀事)

松平慶永
同齊裕等
への内諮問

とある。而して又た、

十一月十二日、昨日夕堀田備中守殿より、御留居之者と呼ばれ、今日備中殿御退出の後、御達の事候間、松平阿波守(齊裕)殿と御一處に御出あるべきとの御事なりしかど、公(慶永)此比より御風氣にて、御引籠りなれば、其よし御斷りありければ、阿波守殿と、松平相摸守(慶徳)殿と、御一處に御出ありしに、備中守殿被申しは、先月廿六日、墨吏私邸へ參候て、應接の時、彼が申立の事件は數多く候得とも、眼目の事は、二件にて、其一ツは御府内に、「ミニストル」を差置度と申事。又一ツは此上に貿易の筋、勝手次第手廣に相成候様にと申事と聞え候……然し今日申たる事は、天下の上にとり、容易ならぬ事共に候得ば、諸向へも渡し、各思ふ處を、御尋あるべき事とも存候得と、さては御答も彼是と日月を経ぬべし。指急がせ玉ふ譯も侍れば、薩州(島津齊彬)初在國在邑へは申侍らず、諸向へも御尋には至り兼候得と、御席柄(御家門)は格別故、告參らすなれば、思召し寄らん筋は、憚り玉ふ

事なく申玉ふ可し。尤内密の事なれば、外々へは響かぬやうにあらまほし
 候へ。御三家方、溜詰、並先比より申立候儀もありし故、大廣間衆
 計へは沙汰に及びぬ。何れにも後々は、表立諸向へも被仰出へけれど、そ
 は初て知らせ玉ふ如くもてなし玉へ。けふは内々の事に候へば、是迄と違
 ひ、此度は各位の御身に引請玉ひて、善惡の差別も、事實に適ひ候様に考
 へて申させ玉ふべくなん。夫も早き方宜候へと申されて、使節の申立たる
 一冊(參照 朝暮背離緒篇 八一—九四)六日海防掛りより尋ね問たる一冊(參照 同上
 九九—一〇五)を御渡しありしとぞ。阿州殿、相摸殿にも、備中殿より直に此御方
 へ御出にて、右あらまし御物語御答の筋など、御談じありて夜に入り、御退散
 なりき。(昨夢紀事)

尙ほ幕府は、此れと同日、即ち十一月十一日、三家、溜間、大廟下等の諸大名
 へ、ハリスの演述したる重大事件の文書を示し、其の意見を諮問した。今ま其
 の標本として、其一を掲ぐれば、

三家三卿
等への諮問

水戸殿家老衆へ

亞墨利加使節申立之趣、別冊之通有之候間、御存慮之程、早々被仰立
 候様可被成候。此段水戸殿前中納言殿へ可被申上候事。

とあるを見て知る可しだ。

水戸側答

然るに此の諮問に對し、水戸側は取り敢へず左の答書を提出した。
 墨夷より申上候儀に付、二冊水戸殿(慶篤)前中納言殿(齊昭)え拜見被仰
 付、御禮被申上候。追々前中納言殿よりは被申上置候事に付、此節別段、
 被申上候儀は無之、只々東照宮已來之征夷之御任御相當に被爲在候は
 ゞ、天朝より何等御沙汰も有御坐間敷、諸大名初も承服可仕、萬々一
 征夷之御名目を被廢候事に至りも候はゞ、天朝よりも御沙汰有之間敷
 者にも無之、又大小名も公邊に背候事有之間敷ものにも無之、左候
 時は内外御混雜之姿に可相成と、三家之立場にては、別て御苦勞被申
 上候。此段難黙止恐をも不願申上候様、水戸殿、前中納言殿被申

十一月 付一候

武田修理

深機抱藏

此れは極めて簡單の文字であるが、其中には最も危険の要素を含蓄してゐる。元來征夷大將軍と稱したるは、昔からの例を襲ひたるまでにて、外國人を征伐する爲めの役目でないことは勿論であるが、然も征夷の二字を、宛も其爲めに利用したるは、餘儀なき時勢の皮肉と云はねばならぬ。當時の老詩人梁川星巖が、

當年乃祖氣憑凌

叱咤風雲一卷地興

今日不能除外讐

征夷二字是虛稱

と詠じたのは、宛も上記と同一意味である。然も上記の簡單なる文字中には、恐る可き深機を藏してゐる。それは京都關係の一件だ。それは堀田其人がやがて京都に於て、實驗す可きであらう。

第二章 水戸派の動き

【五】水戸齊昭の海外渡航意見書 (一)

水戸齊昭の巨彈

果然水戸齊昭からは、思ひ懸けなくも、巨彈が放たれた。此れは平生彼が胸中に往來したるものを、此の機會に爆發したるものなれば、當人に於ては、別段不思議はなかつたが、幕府當局に取りては、頗る面喰つたに相違あるまい。此れは頗る長文ではあるが、其の重要文書なるの故を以て、茲に掲録することゝする。

その本文

墨夷使者より申立候趣にて、過日拙老父子へ存意之趣、早々申上候様御達に付、御請之上、不取敢一奉申上候所、右は如何様の尊慮にて存意御下間に相成候哉は難奉測候へ共、萬々一苟安之尊慮にて、江戸へ商館等夫々御立に相成可申哉と甚心配仕候。只今墨夷使計に

江戸商館設立の恐れ

てさへ、於公邊一品々御配慮も可被爲在と奉恐察候處、尙此上閣夷
 (英國)佛夷魯夷等追々參り、江戸へ商館を立候様之事に相成り、時々刻
 刻各方へ直應接有之様にては、各方にも被指支可申、夫のみならず、各
 方へ直應接にて不整品に相成候はゞ、必將軍家へ御直應接と可申は如
 見にて、各方にてさへ被指支二程之儀にては、何程御賢明將軍家にては、下
 情並金錢等之品々、御答に御指支無之と計は、難申上候へば、何レの
 道、江戸え商館等御立に相成候尊慮に候はば、決て御不爲と奉存候
 以上は江戸に商館を立つ可からざる所以を云ふ。商館を立てたとて、貿易以
 外に、別段問題を持ち込む可き筈もなく、實は齊昭の心配は、杞憂に過ぎない
 ことは勿論だ。

齊昭紀要

實は何れの港へ成とも、夷狄を被指置候は不可然御儀に御座候へ共、是
 迄既濟せの事故、三港之儀は、暫は無レ已、彼も人類にて、表御懇切御爲之
 由にて申上候へば、一圓に御斷も被遊兼候はゞ、聊も好事には無レ之候へ

墨國派遣
を乞ふ

共、拙老事は、今公邊よりは、退隱之身分に候へば、公邊御親屬にて、身柄
 の者と、墨夷え御申聞有之候ても不苦身分に候故、御親屬之拙老を墨
 國へ被遣候へば、此迄の御懇意は有之間敷候。拙老も二百餘年の御厚恩
 を不奉報、此ま、朽果候よりは、日本の御爲、墨國へ被遣、其代り此方
 へ商館等立候儀は不相成と、嚴重御達しに仕度候。

引率渡航
人の事

此れは突飛の話の様であるが、幕府は後年條約實行延期の談判に、使臣を海外
 に派遣した例もある。但だ御三家の然も長老たる齊昭其人を派遣すると云ふの
 が、異常と云へば異常であらう。但だ其の條件が、頗る振ふてゐる。
 但願之通り、拙老墨國へ被遣候義に候はゞ、參り度者は、誰にても參り
 候様、御達に相成り、浪人は勿論、百姓町人等の二三男、三四百萬人
 (按ずるに萬字或は億?)も被下、重追放、輕キ死刑之者迄も、御免にて被下に
 相成り、召連參り、墨夷にて交易致度品は、拙老扱中次にて致候はゞ、
 萬々一拙老初於二彼地一殺れ候共、日本の御不爲には相成間敷、又中納言

(慶篤) 此地に居候へば、水戸に障りも無レ之、又百姓町人等も、元より不
好者は二男三男を被レ下候故、是亦如何相成候とて、其家元は、此地に無
レ恙有レ之候へば、不レ厭事に御座候。

倭寇の面影

此の申出には、流石の堀田正睦も、開いた口が塞がらなかつたであらう。此れ
は米國へ出貿易のことであらうが、然も其の遣り口は、何となく戰國時代の倭
寇の面影がある。如何に當時の米國が、自由國であればとて、斯る異客を驩
迎す可き筈はあるまい。

齊昭眞意如何

然も彼れ齊昭は、果して眞面目に、斯く實行す可き見込を立て、其の希望を
持ち出したのである乎。將た又た他を困却せしめ、當惑せしめんが爲めに、殊
更らに出来ない相談と知りつゝも、之を持ち出したのであつた乎。そは今ま猝
に判斷が出来ない。但だ幕府當局者に於ては、恐らくは此れが本氣の沙汰であ
る乎と、眉に唾して、幾回か考へたものであらう。

【六】 水戸齊昭の海外渡航意見書 (二)

不平の發散

齊昭は例によりて、其の多年胸中に滿々と鬱積したる不平の氣を漏らし來つ
た。

蝦夷に關する先議

扱个様の事に可ニ相成とは、二十年前より先見仕候故、去る天保午年(五
年)より、數十度松前蝦夷一圓被下、統て御任せに相成候様願候へ共、(原註 其
節願通り御濟せ相成候は、自分領へ魯夷より館を立候をも、其まゝに指置候様の事も致し申間敷
候。松前よりは、届も無レ之、魯夷の應接にて、初て知れ候様に覺申候。かゝる事故、如し今相成、甚
残念之事に御座候)。御取上無レ之のみならず、去る天保甲辰(天保十五年即ち弘化元年)
には、右願迄も御疑心の中に入、嚴重被ニ仰付一候程に候へば、況墨國へ
參り候義、墨國にては承知致候ても於ニ公邊ニ御決斷如何可レ有ニ御座一哉
と奉レ存候。御決斷にさへ相成事に候はゞ、墨國へ拙老を被レ遣、又他夷
より云々申出候はゞ、又誰か被レ遣候と申如く、先々へ此方のも被レ遣

遣外使頭發の事

艦砲に關する先見

候て、御懇意の振に被遊候はゞ可然、夷狄を江戸中へ被ニ指置候は、公邊御爲、以の外御危く奉存候。

齊昭に取りては、其の従前からの意見が採用せられなかつたことが、何よりの不快であつたから、斯くも愚痴を滾し來つたのであらう。

一 夷狄を港へ被ニ指置候は、拙老義、先年より夷狄を防禦致候は、大艦大砲の二つに止り申候と見拔(原註 海外にて防禦致候節は、内地は靜に候處、内地にて事出來候へば、大に混雜いたし、其中には、内地の姦人等、又騷立候へば、海外にて防禦いたし候外無レ之候と、先年より見拔居候事に候)。居候故、小金御鹿狩以前、火打袋を作り候て、浦安の國守るものはいくさ艦飛火の筒の外なかりけり

と認、又其根付にいたし候鎌へは、異國の艦打つけに拂はんも石と鎌とを初にぞする

と認、阿部伊勢守等へも遣し申候へき。其節より只今は、大艦大砲の工夫も付候處、近比相願、公邊より大艦御雛形並御書御懇篤に拜見も被ニ仰

百萬兩下附を乞ふ

付候へば、旁發明仕候事にて、難有仕合御座候へば、御時節から願候は、幾重にも忍入候へ共、港へ夷狄指置候上は、遅速は格別、何れ事は出來申候へば、何卒早く拙老へ百萬兩被下候て、年來存込候通りの大艦大砲製候て、日本の御爲に仕度奉存候(原註 百萬兩と願候として、是は皆内地へ落候故、又廻りて公邊へ入候事に御座候)

但し右様申候とて、一時に百萬兩拜領仕度と願候には無レ之、三度にも奉願度候、尙又木柄之義も、御領之分は、任願被ニ下置其他は拙老願出候は、先々へ拙老買上候は、無滞出候様、公邊より御觸に仕度候

數から棒に百萬兩の無心には、是亦た堀田等も一驚を喫したであらう。今日でこそ百萬兩だが、當時に於ては、實に異常の大金だ。惟ふに彼等は水戸齊昭の以上の言は、果して本氣の沙汰である乎、否乎と不審がつたであらう。

【七】水戸齊昭の海外渡航意見書 (三)

鐵砲製造の場所

齊昭は尙ほ堂々と、大艦大砲の製造と海外渡航の意見を詳述した。
 拙老兼ての所存の通りなる、大艦大砲出来候へば、乍ら勿論一命に懸けて、自身出帆、二百餘年公邊の御厚恩奉報度奉願候。
 右大艦製候儀、戸田村は先年魯夷製候所にて可然様には承り及候へ共、方今下田に夷狄居候へば、右之近くにて夷狄の目にかゝり申候へば、外港に仕度、大坂に候へば、諸運送よろしく便利に候へ共、前にも認候通り、先年松前蝦夷の地願候てさへ、御疑心に相成候へば、まして大坂杯申候はゞ、又如何様にか姦人より讒を出し、御疑心も可有之と奉存候へ共、體拙老儀、去る甲辰(弘化元年)公邊よりは退隱被仰付候へ共、御所よりの位記口宣は、其まゝにて、解由狀不被下候へば、公邊向は隠居に候へ共、御所向は退隱と申にも無之候へば、拙老大坂にて大艦大砲を製し

蝦夷を賜はるも可

平生の懐抱總括

以上の意見書は、何も斯も齊昭平生の懐抱を、殆んど一つに打ち混じて、吐き

居候中、非常之事も御座候節は、御所向之御警衛をも心懸候様、被仰付候てもよろしき程の事にて、(原註 但し只今は公邊より退隱被仰付、水戸領は中納言(慶篤)へ讓候へば、右様相成候はゞ、年々二萬兩づ、被下無之ては指支申候。)御城代計被指置候よりは、京地御尊敬之かどと奉存候へ共、姦人等讒説出した候は必定にて、夫々御動有之様にては、公邊之御爲と存候事も、半にて出来不申、拙老存候艦砲も半にて止、諺に申、あぶも不取蜂も不取とやらん申如く、相成行可申候へば、外港にても、運送宜敷港へ参り居候はゞ、時々刻々自分指圖仕候て、製造仕度、若先年願之通り松前蝦夷一圓拙老へ被下、別家に御立にて、(原註 先年と違ひ、只今は敵目前に居候へば、前文墨岡へ参り候程の人数不被下候ては、さしつかへ申候。)右港の中を撰び、右にて製候てもよろしく候へ共、大坂と違、不便に候へば、別て製造も遅く相成候事と奉存候。

齊昭執心の計企

書生机上

時機を失せる論

出したりと云ふ可きもの。乃ち近畿防禦は、彼が多年心掛け、然も自から之に當らんと希望にして、此の一件が、歴史的に京都の守衛を幕府より命せられたりと稱する、井伊家との葛藤の生じたる一であつた。

松前及び蝦夷一圓の要望も、水野越前守の閣老時代に、頗る運動したる所に於て、本文にも申したる如く、此れが彼の罪を得るに至りたる一の理由若しくは動機であつた。然るに彼は今尚ほ懲性もなく、此の問題を持ち出してゐる。如何に此れが彼の夢寐忘るゝとの能はなかつた計企の一であつたかと思ひやらるゝ。

されど、彼は大艦大砲を製造し、全國の浮浪其他幾百万人を従へ、米國へ押渡り、彼國に於て日米貿易の一手專賣を爲す可しと云ふ。書生の机上論としては、一寸面白き様ではあるが、政治家の實際論としては、果して如何。

ハリスは即今在府中である。而して其の通商條約の締結、及び公使の駐劄に付ては、全く居催促の情態である。然るに此の應急問題に對して、此の如き意見書を持ち出して、到底當坐の間に合はぬことは勿論だ。斯る議論は、齊昭の

意見實行に難し

所謂る廿年前、天保午年頃ならばまだしも、安政四年の末には、如何にも盜を見て繩を縛ひ、火事を見て、井を堀るの類と云はねばならぬ。

彼は最早五十八歳の老成人だ。當時に於ては、四十歳を初老と稱したる世の中で、五十を過ぐれば、全くの老人だ。然るに斯人にして斯る意見を吐く。其の意氣の昂揚には、世人も驚くであらうが、然もそれだけ此の意見が受け容れなかつたのも、止むを得ない。

【八】水戸齊昭の海外渡航意見書 (四)

商館設立極力反對

右願之通り、百萬金被下、大艦大砲製し候にもいたせ、苟安之尊慮にて、萬々一にも諸夷の商館、江戸へ御立は、何レの道不御宜(原註 何程大艦大砲拵候ても、内地へ不寄付爲には相成候へ共、内にて事出来候節の用には、足り候申候。尤工夫之大

體有レ之候へば、事出来候節、追々夷の來り候を、海外にて防禦致候爲には相成申候。どの道にも、兼て製度存候所の大艦大砲を拵申度事に候。内より崩れ申候義、鏡にかけ候如くにて、萬々一にも江戸中へ諸夷之商館御立に相成候へば、御後悔は如レ見候へば、何とか品よく御斷りに相成候やう仕度、前文に認候通り、御親屬之拙老を、墨夷え被遣、夫にて御懇切のかどにて、止り候事に候はゞ、一切御厭に不レ及候故、拙老を被遣候ても、江戸へ商館を御立無レ之様仕度候。

出来ない
相談

此れは齊昭から云へば、尤の様であるが、米國からは、齊昭が米國へ出掛たからとて、米國の日本に對する要請の交換條件となる可き筈はあるまい。されば彼の相談は、對幕府の上にも、出来ない相談であると與に、對米國の上にも、亦た同様に出来ない相談と云はねばならぬ。

外人日本
全國奪取
の策

彼人類懇切に、御爲交易くと申候へ共、交易にて、一切御國之御益に相成事は無レ之、最初には御國の益の様に存候共、皆人を馴候のみにて、

齊昭根本
思想
爲夷のお
爲ごかし

終に不殘御國を可奪計策に御座候。(原註 博奕致候者初心の人を引入候にても御承知可被成候)日本は他の品を不用、日本國中之品にて、事欠候儀は有御座候間敷、事欠候義御座候はゞ、御制度にて、如何共可相成候。且墨夷のみならず、諸夷江戸へ集候上は、如何にも御指支に相成候事、只今より見取申候。扱一度御集の上にて、又々御攘可被遊と申時は、墨夷のみならず、皆御敵に相成り、餘程御六个敷と推察仕候。御武備御整迄、一時之御計策にて、開港被遊候と、夷狄を江戸へ被差置候とは、大に相違仕、乍レ憚征夷之御名目にも拘り候御事に相成り、大小名にて、公邊を輕蔑仕候とても、御察當も被遊兼候様相成り可申奉ニ恐察候。齊昭の根本思想は「不殘御國を可奪計策に御座候」との一句に盡されてゐる。一切の議論を、此の原則から割り出しつゝあるからには、到底當時幕閣の議と、一致せざるも餘儀なき次第と云はねばならぬ。外を内にし内を外に被遊候様成行、遂に姦人其間に出候て、夷人之内通

等の程も難計、左様相成時は、御大城を初、江戸中焼拂候もいと易き事と奉存候。四五年前より來り初て、此度拜謁致候人類、何程口上に御懇切に御爲大切と存候。とて（原註 是迄一切不來夷狄故、右様御爲とて申上候哉、能々御考にいたし申度候。）二百餘年御厚恩を蒙り、御懇切に御爲御大切と奉存上候。三家御家門、御普代は、申迄も無之、外様とても二百餘年御厚恩に相成、公邊御爲を存上候。人々にて、墨夷にて御爲と申と、一日之論には有之間敷候へば、嫌疑をも不厭、此段存分各方迄御相談旁御咄申候。是迄追々建白も致候。上は別段申進候にも不及候へ共、江戸へ諸夷の商館御立にも相成候。ては、果て公邊御不爲と奉存候儀、乍心付不申進候。ては、二百餘年御厚恩蒙り候。せんも無之候へば、不願恐此段各方迄御相談旁申進候。面語と違ひ、書は不盡言、右書之趣、御分りにも相成兼候は、何時にても御談可申候也。

十一月十五日 認（安政四年）

水 隠 士

堀田の迷

堀田殿御初へ參

老眼落字等有之段、御海恕可給候。

此れは堀田正陸其人に取りては、青天の霹靂と云ふばかりでなく、恐らくは甚だ不快の感を生じたであらう。何となれば己等は全心全力を傾けて、外交の衝に當りつゝある際に、斯る無責任——堀田等の眼には——なる意見を、三家の長老とも云ふ可き、尤も責任の地位にある人から提出せられては、是れ畢竟己等を困らせんとするの悪意に外ならずと猜定せざるを得ないからだ。されば堀田正陸が、此議を評して、「眞に不好人」と云うたのは（堀田氏譜）當人の眞率なる感情を發露したものであらう。

【九】意見書提出の餘波

齊昭の意見

抑も前に掲げたる意見書は、齊昭一己の意見にて、固より家臣とも將た何人とも相談せず、自から執筆して、之を堀田等に與へたものであるから、家臣等も之を後に聞き、大いに驚き、密に閣老に乞ふて之を取戻したと云ふことだ。

意見書に書らし事項

尙ほ右の意見書に、書き漏したるものとして、齊昭の自から記する所によれば、極密思ふに兵端を恐れ玉ひて、江戸へ諸夷の商館を苟安の爲に立玉へば、假令天朝より御沙汰なきにもせよ、征夷の御名目を失ひ玉ふ事故、又大名は公邊の義を輕蔑し、終には公邊に背くべし。當時は兵端を恐れ玉ふ事故、江戸へ參る所の諸夷を頼みて、大小名を制さる事となるべし。大名は征夷の名目を捨玉へば、公邊へは背けども、天朝へは不背して、御警衛を爲べし。左候時は於公邊は、天海坊林大(林大學頭)杯、元より其仕組なれば、日門主(日光宮)を被立、南北朝の如く可相成一處、元より天朝に惡しき御事は一も

水戸老臣 善後策に

總ての障 害となる

なく、於公邊征夷の任を失ひ給ふは不宣事故、御譜代大名迄も公邊へ對し、弓をば不引共、有志人天朝へ可敵者は無之、左候得ば、公邊御身方としては、姦人と夷狄計にして、決して御勝利可有事なし。朝敵といふ惡名を取られ候上、亡玉はん。

是等の事も認度は思へど、餘り先見の甚しき様なれば、省きたり。(昨夢紀事) 是れは齊昭の一家言としては、痛快至極である。されど彼の當時に於ける立場からすれば、到底斯る言を口にすることの百害ありて一得なきは分明だ。

兎も角も戸田、藤田の二良にして生存せば、齊昭をして、此の場合に、斯る發言を做さしめなかつたであらう。されど兩田死後は、齊昭を諫むる程の人物も、彼を控制して、其の定軌を逸せざらしめんとする有力者も、彼の左右には無かつた。されば彼等は唯だ事後に之を知り、事後に之に驚き、而して事後に其の善後策を焦慮したるに止まつた。

此御建白の一條、安島彌次郎(戸田の弟、齊昭の信臣)が咄に聞たるに、閣老衆も

一橋擁立
派の驚き

返却意見
書の添書

もてあくまれたる餘りに、斯る事仰立られん事、御爲然るべからずなど、申さるよし聞えたれば、水府の家老共大に恐れ、御見消しを（原註 見消しとは、水戸方言にて見ぬ振りにする事なり）願ひて取戻したれど、いつ迄も事の障りになりたりと歎息せり。老中達のともしれば、老公（齊昭）を憚り思はるよし、公（松平慶永）に申されたるも、斯る事のありし趣なるべし。（昨夢紀事）

當時一方には將軍繼嗣運動の最中にて、一橋慶喜擁立は、殆んど有力なる大名及び有力なる幕吏の間に、默契出で來り、而して其の勢力の及ぶ所、閣老と雖も、之を防ぐ能はざらんとするの刹那に於て、慶喜の父齊昭が、彼が如き意見書を提出するに至りたるは、何人よりも一橋擁立派に取りて、一大驚愕であつたことは、想像に難くあるまい。乃ち彼等の功成るに垂んとしたるに拘らず、之を破りたるは、誰れよりも齊昭其人であつたと云はねばならぬからだ。

尚ほ齊昭は、右の意見書の返却せられたるに、左の如く書き添へてゐる。

本文書付十一月十五日 認 指出可申上存候處 御城付最早登城に付、十

齊昭候嘆

六日指出 候處、何等の事も不申來、十二月六日づらと封じ候て、堀田より返る。（按ずるに此れば安島等取戻し運動の結果であらう。）

但し閣老は勿論、海防懸り御役々へは爲見候歎の由に聞へ候處、右之中解由狀の事認 候處、又は大坂の事認 候を、彼是申 候人も候半と被察候、乍然三家を右様御疑心被成、夷狄の願は、何事も叶候様にては、行末公邊御爲如何可有之哉。かゝる危き天下を、たれ望むべきか。右様御家門の者迄、御疑心有之様にては、恐入たる事也。且又大坂と限りて云ふにあらず、便利の港ニテ艦製致度と申事也。扱墨夷より申立の儀、御取用に相成かの由なれば、必ず事も可生なれば、我兼て工夫せる大艦を製置は、必天下の御爲たらんは、如見なれ共、御役人に、我志を知る人なきと見えたり。太息の事也。（水戸藩史料）

齊昭は何時迄も、大艦大砲製造の取後れたるを繰り返してゐる。即ち自己の先見の明の採用せられなかつたことを繰り返してゐる。然も天保年代の先見者は、

未だ必らずしも安政年代の先見者ではない。

【107】水戸人士とハリス要撃の企謀

圓倒の事件出来

左なきだに水戸は幕閣に於ては、嫌疑の焦點となつてゐたが、復たしも茲に一面倒なる事件が生じ來つた。それはハリス要撃の企てが、水戸人士の中から出たことだ。幕府では豫て斯る事ある可しと掛念し、ハリスの身邊には、嚴重なる警戒をなし、此れが爲めにハリスは、却て日本政府が、外國使節の特權を侵すものとして、屢ば抗議を試みたが、事實それは決して幕府の杞憂ではなかつた。

堀江克之介の計企

堀江克之介は——或は久保善助とも稱した——水戸の郷士であつたが、豪膽にして奇略を好み、弘化元年甲辰齊昭被誅以來、諸方に奔走したが、今回ハリス

水戸藩廳の追跡

の登城を聞き、慷慨に禁へず、同志の士蓮田東藏信成、信田仁十郎義正と謀りて、ハリスを途上に要撃せんと企てた。蓮田は水戸領下伊勢畑村郷士同苗善九郎の弟、信田は執政武田正生の舊從者である。

幕府への風出

彼等が決死上府の事を聞くや、水戸藩廳では之を追跡し、且つ江戸邸に急報し、府下を搜索せしめた。而して在府家老より幕府へ左の如く届け出た。此度墨夷出府之儀に付、右を如何に歟致し打捕可申との計策相企、其黨類何者に有之候哉は、しかと相分兼候得共、浪人坏相加はり、都合拾人程にも有之候由に相聞、水戸殿領分中にも、別紙名前之もの共加入致居、去ル十九日右三人之もの水戸表を發足致、江府え趣、候由相聞候に付、不取敢一逐手之もの指出、最中探索致候趣、國許より申越候處、萬一異變之儀等有之候ては、不相濟一事に付、水戸殿(慶篤)前中納言殿(齊昭)にも、悉く心配被致、於當地も精々搜索被申付候處、於公邊も御心被爲付候様、不取敢一申上置候様、水戸殿前中納言殿被申付候。

巳十一月

水戸殿領分佐貫村郷士列百 姓年齢四十二三歳位

岡田兵部

水戸出生浪人年齢三十歳位

堀江芳之介

信田仁十郎

水戸殿領分下伊勢畑村百 姓年齢二十一二歳位

東藏

堀江一味の繋獄

尋いで水戸藩に於ては、堀江克之介等の踪跡を探知し、諭して彼等を自首せしめたる上、幕府に送致し、幕府は之を傳馬町の獄に繋いだ。而して蓮田は翌五年正月四日、信田は同六月九日、共に獄中にて病死したが、克之介のみは、戊午大獄の際、入獄の同人とも相交り、特に吉田松陰との交誼は、松陰の留魂録にも、明記してある通りだ。

堀江の人

一 東口揚屋に居、水戸の郷士、堀江克之助、余未だ一面なしと雖ども、眞

に知己なり、眞に益友なり。又た曰く、

一 堀江常に神道を崇め、天皇を尊び、大道を天下に明白にし、異端邪説を排せんと欲す。謂らく天朝より教書を開版して、天下に頒示するに如かずと。此の如く堀江は安政年間に於て、明治年間の教育勅語を、豫想したるものと云ふも、差支なき見識を持つてゐた。

蓮田信田の思想

尙ほ蓮田の和歌に、

武藏野のあなたこなたに道はあれど、我がゆく道は益荒雄の道
信田の和歌に、

大君の身をけがさじと賤が身を、なき人かずにいれてこそおれ
此の如く彼等の其の行動は、如何にも常軌を外れたるも、其志は身を以て國に殉へんとしたる志士であつた。然も是等志士の行動が、如何に大なる累ひを水戸藩に來し、延いて齊昭其人の上にも來し、更らに一橋繼嗣問題にも及ぼし

たるかは、固より云ふ迄もあるまい。されど若し一橋繼嗣問題を打ち壊すに、
與つて最も力大に居るものを求めば、慶喜其人の實父齊昭其人と云はねばなら
ぬ。

第三章 諸家の答申

【一】ハリス申立に付ての諮問

重大事件
の
一
般
諮
問

堀田正睦は、三家、三卿、溜詰の諸大名には、十一月十一日もち、ハリスの重
大事件申立の書類を渡し、其の意見を諮問したが、同十五日には、更らに一般
大名に之を諮問することとした。此れは勿論海防掛其他の意見を採用したもの
である。〔参照 三四〕然も其の諮問に付ては、亞墨利加使節申立候趣和解
一冊、同使節對話書の外、別に左の如き添書をした。

添書

添書

亞墨利加使節え及ニ應接候趣、且右に付使節差出候書附和解共相達候。
追々申立之趣、不ニ容易ニ事共に付、厚く御勘考被レ爲レ在候處、近來世界之形
勢一變致し、唐土之昔、戰國之世、七雄四方に立分れ居候姿にて、御當國

第三章 一 一 ハリス申立に付ての諮問

において、已に外國と條約御取結、御交通被爲在候上は、古來之御制度に而巳被爲泥候ては、御國勢御挽回之期無之、日夜御心を被爲惱候御儀有之、併非常之功は、非常之時に無之ては難成、中興之大業を被爲立御國威御更張之機會も、亦此時に有之候間、御大變革被爲在度思召に候得共、當時御國內人心之折合方も有之、人心不折合之節は、内外何様之禍端を引出し可申も難計候間、先使節申立之趣、可成丈け取縮め候積精々可爲及ニ應接一候得共、今般御所置之當否は、國家治亂之境に候間、右再應申立候趣に付、猶心付之儀も有之候はば、早々可申上旨、被仰出候。此段相達候事。

實は開國大綱開示

此れは宛も日本國其物の懊惱を打明けたる文句にて、如何にも殊勝である。何人の筆になりたる乎、或は岩瀬忠震、若しくは其の仲間の手に成りたるものかと思はる、節も無いではない。此れは諮問と云はんよりは、寧ろ幕府が開國の大綱を示し、それに付て何ぞ心付もあらばとの諮問にして、開否何れに決す可

答申曖昧

皆不徹底の意見

其の標本

き乎との諮問とは受取られない。諮問者の心持は、固より諮問の形式もて、實は開國の已む可からざる所以を通達したるものと見る可きであらう。されど此の諮問に付ての答申は、何れかと云へば、概して曖昧にして、何れの大名も餘りに自己の確信もて、明白に其の所信を言明したるもの、無かつたことは、當局者に取りては恐らくは失望の至りであつたらう。要するに此の場合に於て、開國を否とするも、開戦をも辭せずとの論者は、殆んど一人もなく、さりとて開國を是とするも、大びらに開國するではなく、餘儀なく開國する、即ちとても我に武備が整はぬから、成る可く取り縮めて、開國すると云ふまでにして、開否兩論ともに、極めて不徹底なる意見が多數を占めてゐた。而して概して幕府の思召次第、先づ以て致し方はあるまいと云ふのが、其の結局の落ちであつた。乃ち其の標本とも云ふ可き、十一月十七日附、土佐國主山内豊信(容堂)の上書を掲げんに、

墨吏捧簡書中之意趣、熟慮仕候所、殆御國體に關係仕候様奉存候。官吏旅館之境内は、自國同様云々等、後世之御大患と可相成、其他皇國を輕侮仕、無禮之申立不_レ少、實に痛憤に不堪奉存候。

是迄讀み來れば、萬障を排しても、米使の申立を拒否す可しとの結論が出て來る可き筈なるに、却て一轉して左の如く云うてゐる。

乍併先日御話し之模様にては、廟堂之御衆議、彼が申立御所允に御決定と奉_レ推量、且議論は不_レ申上_一様にと被_レ仰聞候_一えは、今更喋々多言仕候ても、左而已御爲には相成間敷奉存候。唯此上日光山之御武威愈御熾に、洋夷畏服仕候様之御所置奉_レ企望候頓首。

十一月十七日

松平土佐守

堀田閣老閣下

狡猾文字

此れは如何にもずるき文字である。一切の責任は、悉く之を相手に打ち掛けてゐる。所謂「公等意既に決矣。予復た何をか言ん哉」との意味である。而して一通りの慷慨悲憤だけは、世間に推し出して、何等ひけを取らぬ程に發揮してゐる。斯る無責任なる答申では、受取者に於ても、聊か便りなかつたであらう。

盛岡藩南部利剛答申

去ル十二日、亞國官吏申立候个條并對話書、同席共限、御内々御渡ニ相成、右に付心附有_レ之向は、四五日中に差出候様、尤我身之事と取受、深勘考いたし可_レ申出_一旨、御内命奉_レ恐縮候。隨て夫々其向高評も被_レ仰付_一候上は、私如、別段分て申上候處も無_レ之候得共、愚意之趣一通言上_レ仕候も、恐入候間申上候。扱書面之趣熟考仕候處、全一朝一夕之儀ニは無_レ之、本朝之御一大事突出可_レ仕も難_レ計、甚御心痛之御一端と奉_レ存候。方今之時勢、篤と鑒候得ば、交易筋之儀、逆も御否相成申間敷、乍_レ夫交易筋廣御取相成候共、阿片等の如、害ニ相成候品は、御手堅く御制禁專要と奉_レ存候。兎角交易御拒相成候ては、必兵端を開之基に可有_レ之、左様候ては、無罪の人民徒に死地に陥、誠に歎个敷事と奉_レ存候。且御答無_レ之事而已出來可_レ申、依_レ之、幾重ニも平穩之御取投_レ以、何分

第三章 一 ハリス申立に付ての詰問

拒絶の困難
年月を送るの仕方

兵端を閉、年月を送候之御仕方可然御儀と奉存候。其内ニは、彼が情懇御探索相成可申、彼を知候上は、自ら如何様御良策も涌出可申と奉存候。彼が情懇をも不辨、徒に憂慮而已致居、彼が奸計ニ陥候様ニては、相濟申間敷、我彼を扱擾之方有度事と奉存候。斯仕候而、内ニは専ら武事に心を委、節儉を宗とし、富國強兵ニ仕度、併右等は當節委御世話有レ之候事ニ候へば、只今別段申上候箇條ニも有レ之間敷奉存候得共、前件之語勢ニ因相認申候。右は御内命ニ應、固陋之管見無三腹藏一申上候。不文失敬之儀も御座候はば、何分御取捨被成下度、此段可然様奉願上候。以上。

十一月廿日

南部美濃守

〔堀田正陸外國掛申書類〕

幕代中堅の意見

尚ほ十一月二十六日、在府溜間詰大名連署の答申は、先づ幕府譜代中堅の意見なれば、茲に紹介するの必要がある。

〔三三〕 溜間詰大名の答申書 (一)

願意増長の恐れ
曲折したる言ひ方

此度亞墨利加使節より申立候書付御渡、同席一同熟覽之上、存寄之趣、申上候様被ニ仰聞、右書付、篤と熟覽仕候所、願之個條は、數個條有之候得共、其中之要文と被レ存候は、兩國之時務を取扱候ミニストルを都下に指置、辨利且交易等仕度と之義と奉存候に付、愚慮仕候處、右之個條御聽届に相成候ては、此所にて如何様御定約相成居り候ても、彼れが慾心飽事無、是非追々其上之願増長仕、彼れ而已にても相濟不申、外夷も右に准じ御聞届に相成不申候ては、相濟不申候に付、其内種々之災害相生じ、其節に至、最早此上之願は、御聞届無ニ御座候趣を以、御斷に相成候ても、承伏仕間敷、押して申張り候節には、夫よりして自然兵端を開き候様成行可申物に候得ば、最早是迄追々御許容も御坐候事故、此上之願は、無ニ御據一御差支之趣を以、程能く御斷に相成候得ば、重疊之義に候得共、左様之御取捌にも被レ成難き事と恐察仕候得ば、随分曲折したる物の言ひ方である。兎も角も以上は、彼の厭くなき慾望に對し、

第三章 二二 溜間詰大名の答申書 (一)

使節派遣
法斷りの方

此にて打ち切りとすることの困難なるを云うてゐる。
 即今御返答大統領より段々懇切之至り、御満足之旨を先申述、扱使節申聞候
 趣意、和親之國々は、互に都下にミニストルを指置候と申事、御承知に相
 成、兼て亞墨利加國とは、通信御定約等も有之上は、日本よりも、今般之御
 挨拶として、是非使節被差越一候思召に有之、猶又此度願之趣、御聞届に相
 成候得ば、日本之官人をも、彼地に被差置可申、左無之ては使節之申如く、
 互に都下にミニストルを指置と申場合にも至り難く、依て何れにも右之通り
 被成候御決心に候得共、使節にも案内之如く、日本に於ては、今度初發之儀
 に付、何分性急に取計候ては、不服之向も不尠、追々御討論、御論解も可
 被成義、且容易に御取調等も整兼候事にて、唯今當國え計ミニストル
 を指置候ては、人氣に拘り、折角懇切に申聞候、和親之廉も、相立不申候
 間、追て此方よりも官人を彼地え被差置一候時分、同時に當國えも指越候
 様夫迄之處は、猶豫可致、此儀實以無據御次第に付、勘辨有之様にと、一

餘りに虫
法のよき方

要するに
苟且儉安

と先御利解に相成候ては如何哉。
 要するに其の結局の旨意は、此方からミニストルを、米國に送るから、米國か
 らもミニストルを、此方に置くことは、それまで見合せて貰ひたいと云ふに過
 ぎない。此れは如何にも此方には都合よき申分ではあるが、彼よりは既にミニ
 ストルとして、ハリスが日本に出掛けて来てゐるから、今まそれを歸國せしむ
 る譯にも參るまい。乃ち日本から云へば、好都合であるが、米國から見れば、
 不都合であり、而して餘りに蟲のよき話ではあるまい乎。
 彼等は開國ともつかず、鎖國ともつかず、唯だぬらくらとして、時日を繰り延
 んとするものだ。而して繰り延べたる後には、鎖國の舊に引き戻す可き乎、將
 た開國に向て前進する乎、それさへ一切不分明だ。されど全文を通讀すれば、
 其の底意は、成る可くは外人を近づけたくない、成る可くは外人との接觸を少
 くしたい。成る可くは現狀維持を何處迄も、何時迄も持続したいと云ふにある
 かの如くに察せらるゝ。是亦た苟且儉安の風氣その儘を描き出したるものと云

はねばならぬ。而して此中の署名者には、後世人から開國の恩人として、感謝せられつゝある井伊直弼の名あるは、如何にも皮肉ではあるまい乎。

【三】 溜間詰大名の答申書 (二)

英使渡來
見合傳達
依頼

彼等は何處までも蟲のよき話を持ち出した。單に米國に向て、此方より公使を派遣するまで、彼方の公使派遣を延期せよと云ふのみでなく、亦た米國の手を藉りて、英國にもそれ〱諭示せんことを望んだ。
猶又英吉利の一儀も、厚心配に預り千萬忝き趣を以、前件之次第に付、イギリス迎も、只今渡來候とも、御即答之譯には參りがたく、渡來之證もなき事に付、此旨深察有之、不成一通日本之御爲方心配に預り候柄は、今暫く之處、英吉利渡來を見合せ、當國評決取調向萬端相整候を知せ可

遣米使の
事

最後は使
節願意聽

申、其上渡來致候様程能く傳達御頼相成候段、御申述に相成、精々御利解有之候ては如何哉。

斯る相談には英國は勿論、米國たりとも乗る可き筈はあるまい。

元來虚實不分明之儀、其内篤と御糺方も可有御坐一歎にも奉存候。

此れは大方英國の意圖に關してのことであらう。

當今之御時勢にては、是非彼地えも可然御役人御撰出之上、兩三輩も被差遣一候程之御英斷被爲在候様仕度、依て右様申上候儀に御坐候。

此れは我より米國へも使節を派遣す可しとのこと。先づ此の一點だけは、聊か聽くに足るものがある。

尤右之主意御利解に相成候とも、多分御障りに可相成一筋とも不奉存候得共、是迄應接之御振合一向相辨不申候儀に付、此儀も相整難く、使節承引無之に於ては、不レ得ニ止事御場合に付、更に不レ相好、何とも残念之次第には奉存候得共、一向此處にて、願之趣御聽届に相成、程能く年限

制限條件

御定め、成丈个條少に御定約に相成候方可然奉存候。惟ふに此れが彼等の本音であらう。乃ち若しハリスが如上の要望に應じなければ、甚だ好ましからぬとながら、彼の要求に應ずるの外はあるまいとの意味だ。それにしても、年限を定め個條を少くせよとの註文だ。既に年限を定むると云へば、其の期限後は、之を従前通りに復舊する積り乎。將た改正する積り乎。其邊の趣旨は分明を缺くが、彼等の底意は、當分の間已むを得ずハリスの要求に應じ、年限後はそれを取消すとのことであらうと察せらるる。

自己恐怖

萬一使節より申立候如く、唐國戰爭相濟候上は、忽英吉利より兵船數十艘指向參り、願之个條申出候とも、其節は亞墨利加も同様御斷に相成不申候ては、相濟不申候哉。左候へば直に兵端を開き候様成行可申哉も難レ計、左候時は、亞墨利加、魯西亞、イギリスを初、和親之外夷不殘力合せ、東西南北津々浦々え代ル兵船指向參り、戰爭にも及候様成行申候ては、其場所場所にて、相應手充不仕候ては相成不申、其失費不少し

止むを得ざる開國

候儀と奉存候。其上諸國より廻米通船之指支も出來可申哉、左候得ば、忽糧米にも支候儀も可有之哉、其邊之所何とも心痛仕候義に御座候。此れは宛もハリスの威し文句に、輪を掛けて自己恐怖に陥りたるもの。彼等の意見は、本來鎖國であるが、唯だ外國との戰爭、外艦の包圍攻撃を心配の餘り、枉げて其の要求を聞く可しとの意見だ。此れが他日井伊直弼をして安政條約に調印するに至らしめたる所以と見る可きものであらう。

武備嚴重の希冀

若右様成行候上にて、萬一御防方御行届相成兼、無御據願之趣御聽届に相成申候ては、實に國家之御恥辱と奉恐入候に付、此段も申上置候。且又ミニストル御指置場所之儀は、御府内外に御指置に相成可申御義にも可有御坐候哉と奉存候。尙又申上候迄にも無御坐候へ共、此上武備之儀は、御嚴重に御所置在之度儀と奉存候。以上。

十一月(安政四年)

松平讚岐守(頼胤、高松城主)

惟ふに彼等の意見書は、如何にも迂餘曲折してゐるが、其の到着點は、今は是非もなき次第であるから、好ましからぬ事ではあるが、ハリスの申す通を聽納するの外はあるまいと云ふに歸著する。蓋し此れが、當時の大名一般多數の意見と見て、差支あるまら。

- 井伊掃部頭(直弼、彦根城主)
- 松平越中守(猷、桑名城主)
- 松平民部大輔(忠矩、忍城主嫡子)
- 松平宮内大輔(頼聰、高松城主嫡子)
- 酒井雅樂頭(忠顯、坂路城主)
- 牧野備前守(忠雅、長岡城主)
- 松平和泉守(乗全、西尾城主)

仙臺藩主伊達慶邦答申

交易許可の弊

亞墨利加官吏より申出候書册、并御役人被指遣御尋問之書册、去十二日被相渡、尤存意之程十分可申上旨蒙仰、難有仕合奉承知候。然ニ事重義ニテ尋常申上候事も、見留付兼候得共、先以夷人御府被指遣候義ハ勿論、交易筋願之通被仰出候は、よしや目前は穩便に可有御座候得共、末には上下被弊に可至、且申上候も、無遠慮ニ奉存候得共、皇國は、神代の昔より、獨立之御國柄に有之、夫故本朝之道と聖賢之意とを以、連綿御國律相建居候事ニ有之、依而は津々浦々之賤男賤女迄、夷人御府へ被指遣、又は交易御指許御座候は、乍レ恐御所置ニ奉悦服候とは見詰相立兼、恐入仕合ニ御座候。苟皇國之御紀律離立、且四民往々疲弊に至、彼に益有之とも、此方にては、害而已生じ、被交易致、有無を通候情實に反候場合も、何分被仰示候ても不奉承服、無仁義之國柄と被思召候は、願之義は御斷、嚴に被仰出候外有之之間敷奉存候。右之通は私見込ニ御坐候得共、淺陋之存意且私共へ夷人共え拘候書付類被相渡候は、偶に有之、被爲於於上候ては、御役人應接之義、且風唱には御座候得共、掃夷之事は、凡て關入申上候事哉ニ何居候間、元より私申上候通よりも、皇國之御英武被爲強候御事ニ可被爲有候得共、二百年以上昇平、何も俗習之踏寄は日々増、質素は被仰出候といへども、思召之半も肩兼候場合、夫故何も不如意、加之一昨年之震災其外上下之御物入等ニテ嚴ニ被相防候は、乍レ御座置に難遊御事も、萬一不レ被爲有物ニも有之之間敷、依而は、後世之所深被合御考、權道を以、當時より後世迄津々浦々之賤男賤女迄奉悦服候様、恐懼至極に御座候得共、觀慮を被爲何、御三家御兩卿大小之御役人之

觀慮未何の事

被_レ爲_レ問_ニ存意_一候上、御英斷之外は有_ニ御座_一間敷奉_レ存候。折角之御沙汰故、前後も不_レ辨言上仕候。以上。

十一月廿日

松平陸奥守

〔堀田正睦外國掛中書類〕

【一四】松平慶永意見書提出の徑路

や、用色
の答申

一般月並的の答申は、何れも強き文句に、弱き意味を言ひ現はしてゐるに過ぎない。千言萬語の末、到底長き物には捲れよ、開戦は困るから、成る可く低少限度に、彼の要求を聴納せよと云ふに過ぎない。而して、此中に於て、聊か出色と見る可きは、松平慶永の答申である。彼が此の答申は、可なり練りに練つたものであらう。

十一月十五日、例の通御登城あるべきの所、此比備中殿にて、御同席へ御渡しありし事共(十一月十一日の夕)、いまだ御定見も立させられ兼玉ふ故、御登城ありて、若備中殿又は海防懸り衆杯より尋ね参らす事杯あらんに御答へ慥かならでは、御口惜き事に思召さるれば、御風邪に托せられ、御断り仰上られたり。(昨夢紀事)

草
答申書起

とある。而して其の答申書に就ては、御家門の面々協議の上、一應左の如きも

のを起艸した。

廿一日(十一月)巳刻(午前十時)比より、阿波殿(蜂須賀阿波守齊裕、徳島藩主)三河殿(松平三河守慶倫、津山城主)相摸殿(池田相摸守慶徳、鳥取藩主)御出でありて、(松平慶永の常磐橋邸に)各思召よりたる筋を、書付玉ひ、そを一つによせて、猶又くさく御談の上にて、御簡條書出来たり。廿三日御揃にて、備中殿へ御出可被仰立との御決議にて、夜初更過御退散なりき。御簡條左の通

評定簡條

此の如く彼等評定の答申書は、今般の義は、至重の御一件に付、禁裏へ御伺の上、御取極の事と奉存候。左様無之候ては難相濟一候。先づ大義名分を正しくした。

「ミニストル」交易之兩條、御尋に御座候得共、元來今般の義は、於公邊一使節申立候儀、御疑被遊候義哉、御信用被遊候義哉。相伺候事。此れは却て此方から幕府當局へ一摺を與へたるもの。如何にも、尤なる質問の筋である。

筋である。

御疑被遊候ても、彼兵威に御恐れ被遊、御許容の義にも候得ば、實以大事の義と奉存候事。左様御座候は、斷然と御斷に相成、只今より戰爭の御覺悟に相成候様奉存候。

此れは行はれぬ事とは知りながら、先づ斯く云うて置き、而して更らに次の項に入る。主意は乃ち以下に存する。

主眼の趣意

御信用被遊候事に候は、使節申立の通被遊候外無之事。左様に御座候得ば、此儘の御處置にて、御濟せ相成候ては、彼術中に落入り、交易筋の事に付ても、混雜の儀相起候は、指見え候事。彼等の意見は「此儘の御處置」の一句にある。即ち現状の儘にて推移すること、不可と云ふ譯合だ。

神州太古より、鎖國の義に候得ば、其儘御保全可然御事に御座候得共、時世

内地形勢
變革を要す

の變革より不得止譯柄に御座候得共、假令御許容相成候共、此儘にては乍ら恐御職分に於て、御濟不レ被レ成様奉レ存候。然る上は、内地の形勢變革の御處置有レ之度奉レ存候事。

所謂る彼等の希望は、「大變革の處置」である。その具體的のことは、恐らくは彼等自身にも未だ分明しないであらう。

京師御警衛之儀、是迄より御手厚御十分御實備に相成度事。形勢變革の箇條

諸大名疲弊御救の事。

交易相成義にも候はゞ、別に市井其外諸國の御締り、姦商等不レ被レ行レ姦様に相成、高利を貪り、輕薄に無レ之様にとの事。

職業を勵し丁壯には徒らに居り不レ申事。且困窺の者御救の事。

此れは未だ「大變革の御處置」と言ふ文句には該當しない様だ。斯くて、松平慶永、松平(蜂須賀)齊裕、松平(池田)慶徳、松平慶倫、それに當日病

連署答申
中止

の爲めに不參であつた松平慶憲(兵部大輔、明石城主)打ち揃つて、十一月二十三日朝、堀田正睦を訪ふて、手交す可きであつたが、堀田不快の爲めに、來る廿六七日まで、銘々書取にて申出づ可しとの挨拶であつたから、折角連署の答申も、其儘となし、各自己の意見書を提出することとした。而して斯る徑路を辿りて、松平慶永の意見書は出で來つた。

【一五】 松平慶永の意見書 (一)

扱も松平慶永は上記の徑路(參照「四」)を辿りて、十一月廿六日附にて、單獨に其の意見書を提出した。

亞墨利加使節申立之趣、並對話書共、和解二通御渡に相成、所存可ニ申上二旨に付、同席共相談致し候處、稍異同も御坐候故、銘々より申上候。

慶永單獨
意見

鎖國不可

一 方今之形勢、鎖國不可致儀は、具眼之者瞭然と奉存候。全文の調子は、此の一項にてトするに足るものがある。若し幕府當局が、癸丑甲寅の當時から、此の如く明々白々に、開國主義を發表したらんには、天下の大勢を先導するに、尤も有効であつたに相違ないが、餘りに首鼠兩端を持したるため、却て物議を蜂起せしむる誘因を作した。

一 我より航海を翹め、諸州へ交易に出候事、企望之折に候故、道理を以來乞候者は、御拒絶無之筈に候へば、ミニストル之儀も同斷に御坐候如何にも開國の規模を、表裏一徹痛快に言明してゐる。幕府當局なども、何故に今一步進み、徒らに申譯らしき文句のみ並べずして、此の如く大竹を打割りたるが如き宣言を做さなかつたのであらう。

富國策

一 強兵之基は、富國に可有御坐候得ば、今後商政を釐め、貿易之學を開き、有無相通はし、皇國自有之地利に據り、宇内第一の富饒に致度事に御坐候その實行は、兎にも角にも、せめて其の理想なりとも、斯くありたきものだ。

富國策

互市の弊

一 互市は貨賂流通之根本に候へば、御趣向に由り、却て奢惰萎弱之因を引起し可申と奉恐懼候。

一 又利害得喪之際、人心之風波險敷候上、彼我之習俗相違に有之、何時何様之雲端相啓候、半も難計、支那阿片之一亂、前車可鑒、此唯ミニストル有無而已關係致問敷奉恐考候。

以上は貿易通商、和親開國より來る弊害、危険を豫測して、豫じめ其の注意を喚起したるもの。

最も怖るべきもの

一 其中最も可怖は、他之諸國之幅湊にあらずして、英魯二國之並至に候。兩雄不並立情實、既に使節舌頭に歴然相現申候。他日兩國之内より、必定大御厄難之事件希望可申は、杞憂に不堪候。

流石に活眼

流石に大活眼だ、大見識だ。英露兩國の葛藤が、惹いて我が帝國の難題を挑起す可きは、やがて露國が我が對馬を占領せんとした事件を見ても、其の一斑を察するに難くない。而して英露の東洋に於ける競争が、我國の國際政策の凡有る

方面に、其の影響を及ぼし來りつゝあつたことは、爾後五十年の歴史が、詳かに之を語つてゐる。

機先を制するにあ

一 人を制すると、人に制せらると、所争僅に先之一字に候。當分之勢、此に可止奉存候。

寔とに其の通りだ。然るに幕府の施設は、内外に對して、一として機先を制したることはない。外に對しては、唯だ外人の威嚇、恫喝に餘儀なくせられ、歩一歩づゝ、引ずられて行つた。又た内に於ては朝廷、諸藩及び民間の浮浪から引ずられて、是亦た餘儀なく、彼等の爲すが儘に任せた。

内外趨勢の不利

然も内外の勢力が一致して、同一の方向に、幕府を引ずり行いたとすれば、如何に自由の意志無く、假令有りとするも、之を行使する能はざる幕府にても、引ずらるゝ儘に進行すれば、それにて行つく所に、歩一歩づゝ進む譯とはなる可きであるが、但だ如何にせん、内外の趨勢が、全く反對の方向に動いてゐるのだ。

幕府の板挟み

諸外國は、飽迄も日本を世界化せんとし、朝廷諸藩の有志、浮浪の徒は、只管之に反抗してゐる。されば幕府は二個の異なりたる勢力の間に挟まりて、外人の意を迎れば、朝廷に瞞られ、朝廷の意に遵へば、外人に責めらる。幕府は此の二個の勢力の間に依違して、遂ひに自滅するに至つたのだ。然も是れ寧ろ幕府が當初から自己の意志なく、假令有りとするも、之を明白に發揮する無く、徒らに一時の苟安を偷取せんとしたる自業自得の結果と云ふの外はあるまい。

小邦併策

一 左すれば、坐ながら外國の來責を俟居候より、我より無數之軍を製し、近傍之小邦を兼併し、互市之道繁盛に相成候はば、反て歐羅巴諸國に超越する功業も相立、帝國之尊號終に久遠に耀、虎狼之徒、自ら異心消沮可仕、

「一六」 松平慶永の意見書 (二)

是只管懇願之次第に御坐候。

此れは如何にも大言壯語に似たれども、當時に於て、何れも外國の來迫に對し、戦々競々、唯だ其臆に觸れんことを是れ虞るゝの時に於て、然らざれば唯外國を疾視し、惡る固りに固るの外、餘裕なき場合に於て、兎も角も斯くまで積極的方針を定め、之を以て國家を經綸せんとしたるは、如何にも、滔々たる大名の流輩中に於ては、一頭地を抽んでたるものと云はねばならぬ。而して其の即今の急務として、彼の歴擧したる要項は左の通りだ。

急務の要

一 右に付、内地之御所置、只今迄之舊套にては難ニ相濟一候。其大綱を申候はゞ、

第一兼々申上置候賢明之御方儲貳に可被建候事。

世子一件の重要

ハリスの意見書の諮問に對する答申に、將軍の世子一件を提唱するは、如何にも懸け離れたる問題を持ち出したる感あるが、然も當時は此の一件が、内外政治の根本問題になつてゐた。若し堀田正睦にして、果して此の問題がそれ程重

人材擧用

大なる干係を持つことを解得し、當初から之に就て、適當の措置を取つたならば、彼の前途には一道の光明が輝いたであらう。然も惜しむ可し、堀田正睦は、故らに此の問題には觸れない様に、回避した。是れ乃ち彼は外交に躓かずして、内交に躓いたと云はざる可からざる所以だ。

一 天下之人材、御擧用可有之事。

此れは横井小楠などの議論がそれであつた。小楠が安政二年十一月三日附にて、柳川藩老立花壹岐に與へたる書中の一節に曰く、

今日之大切成るは、天下之人才を、江戸に被召寄一候事にて有之候。總じて天下人々望を懸け重んじ候所は、人才之在る所に有之候。……然は今日之大急務之御處置、天下人才之悉名顯候者、總て江戸に被召寄、天下之政事、當今之急務、御誠心を御打明し、老公（水戸齊昭）を初、諸閣老三奉行に至り候迄、貴を忘れて御講習被成候えは、天下の人言を求め、天下之人心を通じ、天下之利病得失を得候事は、此一擧に有之候。（小楠遺稿）

慶永の小
補傾倒

當時小楠は未だ越前に招聘せられず、而して慶永とは、直接の交渉なかつたが、然も彼の臣下には、横井の門人、若しくは崇拜者も少くなく、而して慶永も亦た頗る彼に傾倒の意を寄せ、人を以て諮問する所があつた。當時慶永が小楠に寄せたる和歌に、

愚なる心にそ、げひらけたる君が誠を春雨にして

と、されば此の人材登用論も、兩者の間に、自から共通する所を認む可きものがあらう。

兵制改革

- 一 太平之文飾御減省有之、兵制御改可相成候事。
 - 一 大小名之疲弊を極候、陋習を破るべき事。
 - 一 内地は勿論、蝦夷地まで、山海共種々御措置可有之事。
 - 一 四民之業を勵し候事。
 - 一 諸藝術之學校を可興候事。
- 以上之件々、不容易重大之御事に御座候得共、御改革可有之御時節到來

約論

之上、亞墨利加よりも、縷々事理分明陳啓仕候義に御坐候得ば、前件御決行之御合を以、使節へ海外之様子透底究訊にて、篤と御熟議相成、天意御伺之上、銳意御施行相成候は、強弱主客勢を轉じ候機會、全く今日に可有之奉存候。尙施設之方に至り候ては、尺寸紙上に難申盡幸御垂問被下候は、其時充分肺肝吐露可仕候。區々之恩衷御亮察被下候様、偏に奉冀候。以上。

十一月二十六日(安政四年)

松平越前守

惟ふに此の出色の文字は、慶永の記室橋本綱紀の手になりたるもの、單に文字のみならず、其の意見も恐らく然る可しと推せらる。

鳥取城主松平慶徳答申

今般亞墨利加使節申立對話書御渡ニ相成、存意之趣御尋ニ付、同席共申談候處、異同も御坐候付、以ニ

天朝へ奏聞

書付ニ從ニ銘々ニ申上候。

- 一、大政被レ爲ニ執行ニ候とは乍レ申、至重之事件、具に天朝へ被レ奏候義と奉レ存候。萬一左も無ニ御坐ニ候ては、甚以御不筋と奉レ存候。
 - 一、京大坂御警衛御手厚之御事とは奉レ存候得共、猶此上御實備御嚴重に有レ之度奉レ存候。若諸藩より御警衛之義申立候ては後患難レ計奉レ存候。
 - 一、征夷之御職業被レ爲レ欠候節は、大小名自國へ引取候半も難レ計奉レ存候。
 - 一、於ニ公邊ニ交易被レ遊候思召にては、自國士民之用を欠候て、夷人之貪求ニは難レ應杯可レ申敷。譬右等之儀無レ之共、萬國と交易被レ遊候儀は、永續如何と奉レ存候得は、却て御斷之方可レ然、將ニストル之儀も、當節御許容如何と奉レ存候。
 - 一、交易盛ニ相成、是が爲に、日本國中疲弊ニ至候得は、遂に内亂を生じ、外夷虚に乗じ、從ニ天朝ニも御差込み出、且大小名異變ニ及候哉も難レ計、乍レ恐天下御安全とは不レ被レ奉レ存候。
 - 一、當時之姿にては、人氣振起外賊打拂之期有レ之間敷、何卒内地之形勢、實地之大變革有ニ御坐ニ度、不レ堪ニ至願ニ候。
 - 一、惣而之儀、將來御定見被レ爲レ在て之御所置ニ御坐候は、御計策之御事故、先可レ然奉レ存候得共、一己之愚見にては、彼が兵威を懼り、且其術中に陥り候様にて、切齒殘念不レ過レ之奉レ存候。
- 前文之趣忌諱に相觸候義も有レ之候得共、御家門之列ニ罷在、數代奉レ蒙ニ厚恩ニ候ニ付、前後を不レ顧奉ニ申上候。尙區々之寸情、深御亮察奉レ希候。何分愚意紙上ニ難ニ申盡ニ儀も御坐候得は、他日仰ニ御垂問ニ廷對之節碎ニ肝膽ニ申上度奉レ存候。恐惶敬白。

大變革を要す

十一月廿八日

松平相模守

〔堀田正陸外國掛中書類〕

第四章 最も進歩せる者の意見

【一七】 水野忠徳の意見書

水野岩瀨の反対意見

水野の意見書提出

公使駐劄拒否の意見

幕吏の中に於て、最も有力とは云はぬが、最も有爲にして且つ最も有能なる水野忠徳と、岩瀨忠震とは、ハリスの重大事件申立に關する措置に就き、互ひに反対の意見を開陳してゐる。

當時勘定奉行兼長崎奉行であつた水野は、十一月十八日附にて、長文の意見書を、老中に呈してゐるが、これによれば、公使を江戸に駐劄せしむる勿れ、江戸に於て交易を許す勿れ、和戦の問題は公使駐劄の有無に關するものではないと云ひ、

交易を江戸へ御開キ相成候へば、アケント居住は無論にて、其上西洋各國之船々渡來、數多之異人縦横隨意に、散亂獨歩等仕候はゞ、アケント而已

之居住より、幾許之禍源を相増可申哉に候へば、御差許難ニ相成一は、申上候迄無レ之儀と奉存候故に、交易を被レ爲レ開候も、アケント被ニ差置一候も、一寸一步も、江戸遠キ地へ御治定相成候方、永世之御爲に可レ有レ之哉。

と云ひ、更らに、

尤大坂は帝都近く、殊に諸國之人民相集居候地故、江戸同斷難レ被ニ差許一候處、幸此度長崎歸路紀勢志州之海岸巡見仕候處、長崎には劣候へども、下田浦賀よりは遙に勝り候良港兩三ヶ所有レ之候故、右等之内に御治定相成候歟、不レ得レ已候はゞ、志州鳥羽又は相州浦賀之港にても可レ然哉。

と云ひ、彼は更らに如何なる邊地でも、良港にして、それが開港場となれば、自然に物資は集るものとして、斯く云うてゐる。

交易之地と、御定に相成候はゞ、産物取集方等は、十分に出來可申、然る

鳥羽開港意見

開港地の自然繁榮

上は、商賈も隨而繁殖仕べく、往昔唐津へ異船渡來、下田に船改所被ニ差置一候節は、長崎も浦賀も、一片之邊境にて、則當時之紀勢志州之港々之如くにも可有之哉に候へば、差當り人家等數少ナに候とて、夫等懸念には及間敷哉。

と論じてゐる。而して彼は、

神奈川横濱開港の非

加奈川横濱などは、海岸淺瀬の大灣にて、港とは難申、先年亞墨利加船繋居候は、汐道落筋え一時碇を入候迄にて、異船數多繋留、風浪を可凌場所無之候へば、一旦承伏仕候とも、下田同斷忽故障申立、速に江戸と可相成候へば、右之場所に候ては、只今より江戸え被ニ差許一候も同斷にて、一時御手数數丈ケ無益之御失費と奉存候。

江戸衰微論の反對

と云ひ、神奈川、横濱の開港は、一轉して江戸の開港となる可しと論じてゐる。而して彼は更らに江戸より遠隔の地を開かば、江戸は衰微す可しとの説に對して、左の如き意見を陳べてゐる。

尤江戸大坂之外、御開相成候はば、其地往々繁榮に及、江戸衰微にも可及之懸念も可有之哉に候へども、當節之姿にてさへ遊民而已多く、只々浮華之風俗に成行、既に先年より御府内人數減方御世話も被爲在候程之儀、此上徒らに商賈等群集仕候者、最不好筋にて、異人は暫差置、御國人計にても、後御取締相立兼、殊には物價沸騰可仕哉。と云ひ、寧ろ江戸は繁榮よりも、其の縮小を希望する旨を語りてゐる。而して其の結論としては、

開港と使節と遠き要す

港とアケントは、一步も遠き方に御治定相成候儀、當今之御上策にて、江戸大坂とも、御開港は勿論、アケント被ニ差置一候は、無此上御失策に可有之哉。若不得レ已に至候は、浦賀内外之邊に候とも、横濱神奈川之儀は、前書申上候通故、御見合に相成候方敷と奉存候。而して彼は更らに、

一步々々退嬰の恐れ

江戸大坂を御斷有之候とも、承伏不仕節は、戰爭には難レ換、無レ

據との御主意に而已相成候はゞ、彼は漸次に一步くと隨意可ニ申募、其節は五十歩百歩之論に涉り、何れ迄も同斷にて、只何事も蠻夷に御服從之姿と相成候はゞ、海外は夫にて相濟可レ申哉も難計候得ども、蕭牆之間、如何可レ有之哉。此處迄論究仕候得ば、筆にも難ニ認取、神心鬱閉仕候迄にて、實以不ニ容易ニ御一大事に候へば、深く御熱慮被レ爲レ在候様仕度と、其の忠忱の至情を傾けてゐる。要するに彼の意見は、概して岩瀬忠震の裏を行くものであつた。

【二八】 岩瀬忠震再度の意見書

忠震の意見繰返し

岩瀬忠震が、長崎より江戸へ歸る東海道の途上からの意見書は、既記の通りだ。
〔参照 朝暮背離緒篇一〇六一—一〇九〕然も彼は更らに茲に其の同意見を繰り返してゐる。

そは此の問題が、彌々實行期に迫り來りたるが爲めであらう。
前掲水野忠徳の上書は十一月十八日であつた。岩瀬のも多分それと略ぼ同じく、二十日頃であらう。

閑却の不可

此程出府仕候亞米利加使節申立候趣、猶追々御沙汰御座候御旨意、併當今外國諸般之事情等合考勘辨仕候處、條々御忠告之趣、間々虚喝之口氣無にしも無レ之と奉存候得共、一體之條理に於テ、方今御捨置無レ之候て難叶事實に至候ては、彼方虚喝有無に御頓著なく、御施設被レ爲レ在、御相當丈之儀は、時勢當然之御處置相成居候は、御國地萬世之御爲筋罷成、外國にても、異論を生じ候義無レ之筋と奉存候。

〔原註 和蘭使節船波來仕候以來、度々外國の忠告を、虚喝トのみ見成し候て、爾後之事迹一々事實有レ之、今更遺憾之義も不レ少候間、此度之一條達し、一概に虚喝と唱へ、後々之御爲筋を謀議不レ仕候ては、一時之體裁而已にて、却て恐入候義と奉レ存候。〕

その一證
以上ハリスの申立を、虚喝とのみ見做して、之を閑却す可からざる所以を云う

公使都下
駐劄論

遠近を論
すべから

てゐる。而してその證據として、弘化元年和蘭國王の忠告書を援いてゐる。就ては萬々一江戸最寄を御避被_レ成、紀州志州等之場所にて、貿易御開相成候趣、御懸合相成候ては、御國地一體之御爲にも不_二相成_一のみならず、彼に於ても、承諾可_レ仕見据無_レ之、よしや萬一承伏仕候ても、ミニストル都府へ差置候廉は、手遠之場所程、尙更押詰可_二申立_一、將又條約御取結之上は、右を御防被_レ成候御辭柄も御不都合に有_レ之、左候へば暫時貿易之湊を、少數く程遠え移し候迄にて、ミニストルを都府へ被_二差置_一候義は、何_レにも只今啖と御取極不_二相成_一候ては難_レ叶_〇（原註 日本沿海僅三十三度より四十二度迄之間之義、彼等が眼にては、遠近を論じ候迄も無_レ之、聊都下を御避被_レ成候迄、御國地内船繁致し居候得ば、眼に遮らざる迄之義、幕を隔て、形チの見へざる迄を遠しとし、幕をかゝけて近きに驚候位之次第にて、都府遠近之義は、御國地内丈け之論に有_レ之、非常之節は、何國とても同様之義、更に遠近之遠無_レ之、却て昇平之習ひ、眼に遮不_レ申候へば、武備之戒、怠惰を生じ、不意に事を生じ候節は、遠近之論無_レ之、不日に害を受候義故、貿易御開港相成候程にて、都府への遠近を

水野に反
對

横濱開港
の總說

論じ候は、却て御不爲と奉_レ存候_〇。以上は全く水野の説を、當面から論駁したるものと見て差支なし。而して何れも一々、尤の理窟にして、此に於て彼は愈よ其の本論に進み來つた。其後に至り、貿易場所偏鄙之地にては、不都合に付、江戸最寄歟、大坂杯之内御開被_レ下候之様、強て申立候はゞ、是亦屹度御拒可_二相成_一御辭柄も無_レ之義に付、詰り貳つながら相失し候様罷成、御取戻しも相成兼候義に付、此程も申上候通り、（參照 朝幕背離緒篇 一〇六—一〇九）一向に武州横濱御開港之積を以、亞墨利加使節へ、貿易御開之義は、兼々承知之通、夫々御取始相成候義に付、都て魯西亞等之振合に准じ、先づ規則可_二相立_一、場所之義は、江戸最寄に無_レ之ては、御國內は勿論、外國人引合筋等諸般御不都合之義も有_レ之候間、江都之地大船懸繫官敷場所に於て、相開可_レ申、ミニストル渡來之上、居住之場所も、右近傍にて、夫々無_二差支_一相定候積り有_レ之候に付、條約其外委細之義は、懸り役々より談判可_レ及候間、無_二服藏_一

可ニ申談一旨、御挨拶被レ爲レ在、引續き横濱港御開、會館取立、其外商法規則條約等迄、丹波守(土岐頼旨)初め一同力を盡し篤と談判を遂ケ、十分評議を凝し、御國地萬世御爲宜キ様、取極候御手順相成可レ然義と奉レ存候。以上は横濱開港の尤も時宜に適したる所以を説く。是亦た水野の説に向て、一撃を加へたるもの。

彼が意表に出づるを要す

元來外國之情狀、毎々應接中口氣にも相顯れ、江戸近傍御開港之義は、一同素願に候へ共、御國地之御模様、迎も御承諾相成間敷ト推しはかり、先ツミニストル居住丈ケ之義を強訴仕候義と奉レ存候間、飽まで彼レが意表に出、横濱御開港、萬國入津之御大業を都府へ御引受之義、斷然被レ仰出候はゞ、ミニストル住宅等之義は、瑣々末々之餘波と相成、格別御手數之義も無レ之、御取極可ニ相成一哉。兎に角同所御開之義は、彼に於テ甘心承伏可レ仕のみならず、表には臍居神領私領迄を避させられ、天下之大事を御引受被レ遊候御大義相顯れ、裏

には御國地惣體之利權を、御膝元に歸し、萬世之御益筋御取締相附キ、富國強兵之御基本相立候義にて、強チ彼レが申立之虚實等に拘り候小義に無レ之候間、彼是瑣細之論は、無ニ御頓著、早々御治定被レ爲レ在可レ然義と奉レ存候。依レ之此段申上候。以上。

十一月(安政四年)

岩瀬肥後守

如何に此れが堀田閣老等を動かしたるかは、事實が全く此の意見書の通りに實行せられたるを見ても、知る可きであらう。而して水野が十二月三日附にて、勘定奉行長崎奉行兼帯より、田安家の家老に轉じたるは、假令左遷の意味ではないにせよ、彼の意見が採用せられなかつた爲めと見るを適當とせねばならぬ。

右意見書の効果

水野忠徳の意見用ひられず

備中守の幕僚たる外國掛の諸人中にても水野筑後守の如きは、官吏出府、登城拜謁、閣老談判、實

易條約の四大要件は盡く承諾す可からずと主張し、其爲に外國掛り御勘定奉行の要職を罷められ、田安殿御家老に遷されたり。また川路左衛門尉、井上信濃守等の如きは、到底ハルリスの請求を拒絶して、露を米國に開かんば、我國今日に取りて不得策なれば不得止彼の請求に應ずるの外は有るべからずと議し、大抵みなこの不得止説に同意したり。獨り岩瀬肥後守は米國官吏の請求こそ好機會なれ、幕府從來の固陋因循の鎖國政略を打破りて、一大革新の政治を行はんには、外交の激薬を以てするに若かずと公言し、おのれ幕閣に向つてハルリスの代言と成て、出府拜謁の必要なるを辯論せる迄に至れり。此岩瀬肥後守は、昌平學校及第生の出身にして、少しく蘭書をも讀みて粗く外情に通じ、才敏にして識高く、幕府壯年政治家中にて第一の人物なりければ、備中守も深く此人の説に服して信を置きたるが如し。(福地源一郎著、幕末政治家)

【一九】 島津齊彬の意見書 (一)

齊彬の經世家的見識

當時に於て、内外の政機に通曉し、最も經世家的の見識を有したるは、島津齊彬であつた。彼は外交を外交として見ず、内治を内治として見ず、其間に至緊

齊彬の意見

至密の干係あるを看取し、それに善處する所以の策を描いてゐた。彼の意見を一口に云へば、内に賢明なる將軍ありて、人心を統一し、外に向て開國の實を擧ぐ可しとの旨であつた。此れは松平慶永も同意見であつたが、(參照 一四—一六) 自餘の人々は、繼嗣問題は繼嗣問題、外交問題は外交問題として、其間に何等の聯絡をも認め得なかつた。而して肝腎なる堀田正睦の如きさへも、此れは全く別個の問題として考へ、その爲めに抜きさしならない一大失策を演ずるに至つた。

齊彬意見書提出

島津齊彬の意見書は、十二月廿五日附にて、此際には既にハリスとの談判は、七八分通りは進行してゐた。されば此の意見書は、所謂六日の菖蒲十日の菊とも云ふ可く、聊か其機を逸したる趣がないでもない。されど堀田をして安政條約の締結に、其腰を据ゑるに至らしめたのは、島津齊彬の力、與りて大にゐたことは、疑を容るゝの餘地がない。但だ堀田が繼嗣問題を、殆んど閑却したる趣あつたのが、彼としては大なる手抜かりであつた。

策申出許可

今度亞米利加官吏登城被_レ仰付、追々應接等之次第、同席中爲_二心得_一御達に相成、存寄有_レ之候は、申上候様被_二仰出_一候趣、陸奥守(仙臺藩主伊達慶邦)より委細申越難_レ有奉_二承知_一候。(參照 一) 應接之書面、一々不_二容易_一、御國家之御大事而已にて、卒忽之所存等難_二申上_一事に御坐候得共、戰爭に及び、御勝利被_レ爲_レ在候ても、御國家之御損亡莫大之御事と奉_レ存候間、申立候、個條之内、實に御差支之廉は格別、其外之儀は、速に御差許相成候方、當時之御良策歟と奉_レ存候。

諸外國通船仰出

齊彬は固より當時外國と戰つて必勝の算があつたものではあるまい。但だ假に勝つたとしても、其の損害の多大なるを豫測して、斯く云うたのであらう。勝つてさへも此の如く大損ありとせば、負けての大々の損は、云はざるも分明だ。左候て異人部下に被_二差置_一、商道十分に御開に相成候上は、諸外國えも、通船等被_二仰付_一、五大州御隨意に御制御相成申候様、御處置、當然之御事と奉_レ存候。

齊彬の氣魄雄心

彼は此の如く事もなげに、此の問題を解決し去らんとした。彼は恐らくはミニストルを都下に措くことを、當然の事と考へてゐたのであらう。彼は外人を怖れざるのみならず、我より進んで外人を制御するの機會を作らんと考へてゐたのであらう。何人も彼程の見識を持たないとは云はぬ。されど彼程の氣魄雄心の持主は、決して多くあるまい。天保年間の先見者たる、水戸齊昭の如きも、安政の末期に近いには、寧ろ聊か時候後れの氣味が無いでも無かつた。

齊彬の位地

當時島津齊彬は、將軍の外舅——其の養女篤姫は將軍家定第三回目の御臺所——であり、而して近衛家とは、歴史的緣故の存するばかりでなく、時の右大臣忠熙とは、親姻の上に、別懇の間柄であり、孝明天皇に於せられても、島津家を、尤も御便りと思召させ給ひ、御信頼も深かつたから、彼の位地は、實に入方無礙であつた。

堀田齊彬を利川する能はず

されば若し阿部正弘にして、存在せば、彼は島津齊彬に頼りて、此の難局を濟したのであらう。然るに堀田が彼の意見——少くとも其の對外意見——に共鳴

し、其の心中彼の協賛に俟つ所の多大であつたに拘らず。彼及び彼の勢力を、此の機會に於て、十二分に利用するを試みなかつたのは、實に堀田の一大失策のみに數へねばならぬ。此れと云ふも堀田其人が、畢竟一本調子の漢にして、八面敵に當るの至才でなかつたからだ。要するに彼は唯だ尋常一様の徑路によりて、此の尋常一様ならざる局面に處せんとした。

【110】 島津齊彬の意見書 (二)

建儲問題

島津齊彬はハリスの重大事件申立の問題から、直ちに健儲問題に言及した。流石に此處に齊彬の齊彬たる特色がある。就レ右外夷入込候様成行候へば、人心を致ニ固結一候儀、專要にて、第一にハ西丸建儲之御事と奉レ存候。乍レ恐是迄世子不レ被レ爲レ在、人心不安に

一橋殿器量年輩

の重なる人一致點

奉レ存候折柄、少も早く御養君御治定被レ仰出候ば、上下一同人心安堵仕、皇國之御鎮護も彌根源に相成可申、勿論御血筋御近き御方、當然之御事には御坐候得共、斯る御時節に御坐候得ば、少も御年増之御方、天下人心之固メにも可ニ相成。

此れは一方に紀州慶福の如き近親があるから、殊更らに斯く年長賢明と云ふ點に、重きを置いて論出したるものであらう。

然ば一橋殿御事、御器量御年輩、旁人望も御叶可被レ成奉レ存候間、第一に此儀被レ仰出度、尤御臺様御入與被レ爲レ在候御事故、偏に御出生可奉レ待上義、當然に御座候得共、當時之形勢にては、一日も早く御養君不レ被レ仰出候ては、難ニ相濟一御時節と奉レ存候。

此論は松平慶永が御家門側では、其の主唱者となり、外様大名にては、島津齊彬が其の支持者となり、大體に於て、大名の重なる人々、幕吏の錚々たる者、殆んど同一意見であつた。而して此の一點に於ては、彼等の中に、對外國問題

武備嚴整
希望

に於ては、其の見解同一でなく、往々其の措置、方法に就ても、異同あつたに拘らず、皆な期せずして一致してゐた。

且亦御軍制十分被仰出、諸大名えも奢侈之習俗を一洗仕、武備十分に手當仕候様、嚴敷被仰出度、無左候ては、兎角人心弛み勝に相成、外夷之蔑如よりは、人心苟安姑息に墜り候儀、最可怖奉存候。此儀嚴密に被仰付、且建儲之御事も被仰出候ば、上は被奉安ニ叡慮下は諸侯已下萬民之心を、御固メ被遊候御儀、征夷之御當務と奉存候。征夷の意義も、水戸齊昭の解釋程に窮届ではない。是れは所謂る戦はずして勝つの方法だ。

此等之趣、外様之身分申上候儀、幾重にも恐入奉存候得共、御由緒柄旁、御國家之御爲を奉存、日夜心痛罷在候折柄、存寄言上仕候様、被仰出候に付、不願恐此段奉申上候。以上。

十二月廿五日(安政四年)

再び一橋
問題に就

齊彬は、尙ほ同時に、私書もて、堀田正睦に、一橋問題に付て、内々其の意見を申入れてゐる。

餘寒之節御座候處、愈御安榮奉欣賀候。然は亞人申立應接等之書面、陸奥守(伊達慶邦、彼が總代として受取つた)より相廻し、委細拜承仕候。右に付恐入候得共、別紙之通、上書仕度候間、御手元迄差上申候。不苦候は、宜敷御取計可被下候。別紙申上候一橋殿御事は、老卿(其實父水戸齊昭)とは、御人物拔群御相違にて、此儀は乍憚御請合申上候。御領分等之御處置、餘程御行届に相成候儀は、通行之節たしかに見聞仕候。右に付誠に恐入候得共、彌御養君被仰出候上は、老卿萬事御口入無之様、御用心專一と奉存候。夫さへ御所置に相成居候へば、御掛念は無之と奉存候。加様之事迄申上恐入候へ共、兼て御懇情旁、心中不殘奉申上候。御覽後御火中奉希候。恐惶謹言。

十二月廿五日(安政四年)

第四章 二〇 島津齊彬の意見書(二)

猶々、時氣御自愛專一奉^レ存候。亞人一條種々御配慮之事と奉^ニ遠察一候。且當春拜見之ライフル、漸々此節出來仕候。中山（琉球）にも異船之沙汰無^レ之、先は安心仕候以上。

一橋問題の難題

島津齊彬と堀田正睦とは、何れも所謂洋癖仲間同志であつた。されば銃器製造なども、互ひに相ひ扶け合ふたるものであらう。尙ほ一橋慶喜建儲に付ては、難題は其の實父水戸齊昭であつた。此の病根は、夙に齊彬が看破したる所にて、左ればこそ、斯く慶喜西城に入りたる後、齊昭の干涉容喙を封じ込むべく、豫じめ注意を加へたものであらう。

島津齊彬一橋建儲に就き西郷吉兵衛を上す

十二月九日、去る十月西城の御事に付、薩摩守殿へ被^レ遣たる御内書を、侯鹿兒島表にて御覽ありて關東の形勢危氣なるを驚き憂ひ玉ひけれども、數百里を隔て座せば、思召に任せられぬ事のみなれば、候の腹心の臣西郷吉兵衛といへる者を被^レ遣て、今日兼て相知れる橋本左内が許に來れり。扱吉兵衛が申は、寡君の淵底は疾より御館にも知るしめされたる事に侍れば、別に仰せ含られし事も

候はず、關東の事は御館に任せ奉れば、御力の限り盡させ玉はん事を企望し玉へるよし、在國にては助け参らすべくも侍られど、西城の御事は豫てより御臺様へも仰合せ置れたる事も侍りて、總て大奥の事手番ひもよく侍れば、此筋に依りたる事は御力にもなり侍るべし。夫等を周旋の爲に御存の吉兵衛を遣はされ候へば、御家臣と思召れ、御心おきなく召使はせ玉ふべく、又吉兵衛も我君と思ひ奉りて忠節つかうまつれと仰付られたる旨なり。此由申上たりしに、公（松平慶永）も薩摩殿の深き思召の程をいたく感動し玉ひ、吉兵衛かつ物など賜はりて、此後は後宮の事に付ては吉兵衛を使はせ玉ふ事も多かりき。（昨夢紀事）

【三】開國史上に於ける堀田の位置

堀田の人
物手腕

苟も開國の歴史を考察する者は、此際に於ける堀田正睦に同情せざる者はあるまい。彼は固より第一流の政治家としては、其の大なる資格を缺いてゐる。彼には實に經天緯地の大抱負は無かつた。従て又た一世の智勇を推倒するに

足るだけの氣魄も無ければ、手腕も無かつた。されど彼は眞の開國者であつた。心からの開國者であつた。而して彼によりて、日本の開國は兎も角も出で來つた。

開國史上
の大立者
阿部

されば若し日本の開國史に特筆大書せらる可き個人を求めば、先に阿部正弘を挙げ、後に堀田正睦を挙げねばならぬ。阿部は堀田ほどに外國の文明に、知識も少く、興味も多くなかつた。彼は心からの開國家と云ふ程度までには、死の抵るまで、遂ひに進化しなかつたかも知れない。されど彼理來航の當初に於て、穩便第一の政策をとり、神奈川條約締結まで漕ぎつけ、其間に於て、内外にかけて、何等の障礙無からしめたのは、彼の力與りて大に居ると云はねばならぬ。されば開國史上に於ては、其の年代の順序から云ふも、阿部を第一位に措かねばならない。

第二大立
者堀田

之に次ぐのは、堀田其人だ。堀田はハリスと會見し、ハリスの所説に共鳴した。その之に共鳴したる所以は、彼に豫備知識があつた爲めであらう。但だ彼

井伊の難
有迷惑

に缺くる所は、其の自信もて、一世を指導するの力に乏しかつた點にある。されど彼は決して已むを得ずして、ハリスに威迫せられたものでなく、餘儀なくして、ハリスに膝を屈したのではない。彼は中心から此れが日本の國利民福と信じて、安政條約を締結するに至つた。

然るに天下を擧げて、殆んど堀田の功を唱ふるものなく、今日では日本帝國開國の大立者と云へば、開國その物には寧ろ頗る縁遠く、唯だ外にしてはハリス、内にしては岩瀬、井上の徒に餘儀なくせられ、已むを得ず、調印に至らしめたる井伊直弼を擧ぐるに至りては、井伊其人に於ても、定めて難有迷惑に感ずるであらう。

堀田力量
足らず

堀田の領地佐倉は、十萬石の寧ろ中藩の下位にあるも、當時に於ては、泰西文明の苗圃であつた。堀田は醫學、兵學、窮理、舍密、其他泰西の文物を輸入し、且つ研究するには、それ／＼の人材を集め、其の能力を發揮せしむるに、最善の力を竭した。而して彼は其の一番に施したる所を以て、之を天下に行はんこ

とを期したであらうが、惜しむらくは此れは當人としては、其荷が重きに過ぎた。然も此れは力量の問題にて、其の足らざる所を以て、之を彼に期待するは無理の註文と云はねばならぬ。彼としては其力のあらん限りを、傾倒して、此の難局を濟はんとしたに相違はあるまい。彼の不足は不足として、それだけの誠意は汲んでやらねばならぬ。

蘭癖は寧ろ佳號

水戸齊昭は、彼を稱して蘭癖先生と云うた。されど此れは寧ろ彼としては佳號として、之を快受す可きものであらう。彼が外國の文物に就て、若干の素養があり、多大の趣味があり、而して相當の理解があつた爲めに、ハリスの説法をも、之を素直に受け納れ、之を我に採用することゝなつた。彼を知らざるものは、彼が唯だハリスに威嚇せられて、其の所説を無批判的に遵奉したと云ふも、それは皮相のみに過ぎない。

堀田好人

堀田は決して我慢一天張の漢ではなかつた。彼は自から之を信せずして、之を他に強ふるが如き腹黒き漢でも無かつた。但だ彼は自から之を信じ、而して自から之を是なりとしたが爲めに、他人も亦た然す可きものと考へ、その爲めに他日赤手京都に乗り込み、意外の障礙に出會して、殆んど當惑し盡すに至つた。古人の所謂る過を見て仁を知るとは、此事であらう。

〔三三〕 堀田正陸の訓示 (一)

堀田自身の意見

堀田が正しき意味に於ての開國家であつたことは、前記の通りだ。(參照 二二) 今之を證明すると同時に、彼がハリス申立の重大事件に關する意見書を掲ぐれば、左の通りだ。尤も此の意見書——或は寧ろ諭示書と云はん乎——には、甲乙兩様ある。甲は長文にして、乙は比較的短文である。而して其の言葉なども、乙は甲に比すれば聊か精練したる趣がある。惟ふに其の内容の概して甲乙共に同一であるを見れば、甲は初稿であらう。仍て此には乙を採ることとする。

諭示本文

同十四年閏九月迄老中であつて、而して安政二年十月以來再任したからだ。特に外國事務之蒙命一候より、日夜心思を苦しめ、御厚恩萬分の一に奉報度志願候得共、從來固陋寡聞にして、重任に不堪、纔に同列之補助に依り、素餐之咎を免れ候而已にて、空しく辱願命一候故、恐懼之至りに候。然るに過日申達候通一參照 三、四、今般亞米利加使節申立之次第も有之、時勢御勘考之上、年來之御舊法御大變革可被遊被思召一候得共、不容易御事業に付、御國內不服異存之者有之、人心一致不致候ては、自然御規則難整備候間、十分衆議を盡し、事之宜に隨ひ處置可致旨、被仰出一候間、存附有之面々は、心腹を開き可被申上、就ては自分共兼々見込之趣、委曲可申達一候、猶不審之廉も有之候は、幾應も可申談一候、此段無急度及演達一候事。

此の如く彼は其の所見を、群僚其他の旗本へ、垂示して、其の贊同を促がし來

當今多數者の意見

つた。

一 當今外國人御取扱振之義に付、議論兩様有之、其一本邦昇平殆三百年、上下懦弱に慣ひ、加之御國勢疲弊し、武備整はず、只今戰爭を以是を拒む之時節に無之、よしや一旦武斷を以、前後を不省、戰鬪に及び候共、彼が數艘之軍艦沿海に出沒し、放火劫掠に及ば、此方には、是に應ずる軍艦大砲なく、諸家初め、奔命に疲れ、萬民怨嗟を生じ、勢ひつき力極て後和を講ずるに至り候ては、出師の諸費を償ひ、沿海の地を割き、其餘彼が云ふ所、百事命の儘に従はざるを得不得。開闢以來、獨立の國、是が爲に汚辱を取事、今の處置に百倍にて、清國之覆轍遠からざれば、實に時勢不レ得止事に付、姑く彼が氣餒を避け、貿易其外共、其意に隨て、暫時責を塞ぎ置、一年ツ、も無事にいたし、其内に武備を練り、彼に輕侮を不レ受様可レ致との義を論ずる者有之。

方便貿易論

此れが當時幕府を中心とし、自餘諸大名多數の意見であつた。彼等は心では攘

夷であるが、力及ばぬから、已むを得ず、一時の方便として、和親貿易をなし、我が武備の整齊を俟つ可しとの論だ。然も堀田は之に就て、左の如き批判を下してゐる。

方便論の

是其結局、只武備を練り、彼に輕侮せられざる丈に止り候迄に付、其内種の變生じ、年々跡じさりに相成、詰り如何可相成一哉、更に見据無之論に有之。

如何にも尤の説だ。堀田は斯る消極的平和説の、只だ徒らに人心を沮喪せしめ、國勢を退縮せしめ、國家の前途をして、愈よ危殆に陥らしむるものと看破してゐる。されば堀田の平和説が、一時方便的のそれと科を殊にするは、之を見ても知り得らるゝであらう。

幕吏當年習氣改まらず

但だ堀田が斯く説破したるに拘らず、幕吏當年の習氣は、概して此通りであり、徒らに武備整齊を口にして、唯だ其日暮らしをなし、其極内は攘夷家に致され、外は諸外國に致されて、遂ひに板挟みの立往生となつたのは、如何にも笑止千

萬であつた。

【三三】堀田正陸の訓示 (二)

打攘論の

彼は更らに第二説に付て、左の如く駁正を與へた。

又一種之論は、去ル寅年(安政元年)以來、打拂之御制度止させられ候より、諸夷競て航來し、亞米利加船、内海え乗込候後、別て外夷之振舞甚敷、一年一年と相迫り、際限も無之、殊に一兩輩之夷人之爲に恐嚇され、數百年來無之御禮式を施され、犬豕同様之者に膝を屈して、悔悔を受候は、切齒扼腕に不堪義にて、國君社稷之古典も、此時なれば、一向に御見切拒絶被遊候方可然、假令彼幾千の軍艦を連ネ來る共、衆心一致之力を盡さば、防禦するに難からずと、一偏に手強の論のみ發するも、其結局假令見込之通

十分に相成候共、只東海に暫時屹立致す而已にて、窮年末世争戦絶る間なく、國中之疲弊可救術なく、何れの日に、萬民業を安するに可至哉。以上は所謂拒絶論に對して、其の結果を豫測し、其の行ふ可からざる所以を示したるもの。而して前掲の兩説(參照 二三)を併せ論じて、更らに知く斷じてゐる。

苟安の弊
と虚譽の弊

右は何レも當今之時勢に達せず、到底結局の見据更に無之、一は苟安に流れ、一は兇暴に陥り、共に國事を誤候は同様に可有之、一躰近來世界之形勢一變いたし、各國互に同盟和親を結び、貿易を開き、有無を通じ、患難相救ふ之條約をなし、若其約を背き、或は是を拒む時は、同盟相連り、戦伐を起し、戦止メば、必和親を結び候儀に付、和親を不結ば、戦争をなし、戦争を不爲ば、必和親を結ぶの外、和親もなく、戦争もなく、外交を絶て獨立いたし、昇平を樂み候國は、一國も無之、今無謂同盟和親を拒み、仇讐の所爲のみ致し居候ては、眼前萬國の妨害と相成候事故、只今

和親同盟
の益

離心の國々も、一同力を併せ、代るゝ軍艦を連ね、詰問を加へ、戦伐に及候は、當然之義にて、世界萬邦を皆敵に引受、いつ迄東隅の一孤島に特立して、持こらへらるべき。只手の縮み、志の屈するのみならず、國中無辜之生民を塗炭に苦ましむる計にて、御國勢御挽回之期、一切有之の間敷候。彼は此の如く前掲兩説の何れも不可なるのみならず、日本が世界に孤獨の情態にて特立するの不可能なるばかりでなく、且尤も不利益なる所以を説き、更らに一轉して其の本旨を明示して曰く、
然ば方今第一之専務は、國力を養ひ、士氣を振起せしむるの二事に止るべく候得共、惣て強兵は富國より生じ、富國之術は、貿易互市を以、第一となす故、即今乾坤一變之機會に乘じ、和親同盟を結び、廣く萬國に航し、貿易を通じ、彼が所長を採り、此の不足を補ひ、國力を養ひ、武備を壯にし、漸々彼等御威徳に服従いたし、終に世界萬邦至治之恩澤を蒙り、全地球中之大盟主と被仰候様之御處置こそ有之度、然るを事之利害を計らず、只管小事

張少しく誇

國勢更張の根本

を論じて、彼を忌嫌ひ候様にては、舊來同天地間の國々、御し方により候ては、皆我の爪牙羽翼共可ニ相成を、無レ謂讐敵と致し候は、天理人情に於ても、不ニ相通、時勢を不レ辨、徒に國事を誤候次第に陥入可レ申歟。以上の所説には、随分誇張の文字が多く、恐らくは堀田其人も實際斯程までは、自から信じてゐなかつたであらうと思はる、節も少くないが、惟ふに是れは漢學流儀の文章が、騎虎の勢もて、此に至りたるものであらう。然も彼は更らに百尺竿頭一步を轉じて、素より我國は、天地割判以來、皇統綿々、君臣上下之名分正敷、綱常明らかにして、小國といへども、土壤豊饒、人口他國に倍し、義勇決烈之性を備候へば、一旦富國強兵之基礎相立候上は、往々宇内統一之御鴻業も不レ難義に付、結局右之處に著眼いたし、只今外國人御處置之次第は、即ち他日御國勢更張之根本と相成候間、少しも後來御都合宜様、肺肝を碎き、謀議を凝し、精忠を被レ抽候様、いたし度と被レ存候事。

如何にも時節柄、痛快だ。但だ堀田其人が此の議論を實行するに於て、其の氣魄と、手腕とを少けるだけが、寔に遺憾至極であつた。

主戦論者少數

諸藩建議
不得要領

幕府の廟議は、全く開國に決したれば、亞國官吏の出府（四年十月十四日）並に登營謁見（同二十一日）も差許され、又二十六日を以て、官吏堀田備中守邸にて宇内の形勢を演説するに到り、滔々無河の辯、蓋し當時有司の耳目を警醒し、心胸を開拓することもありしなるべし。されば、いよいよ官吏申立の通り、條約をも取結ばるべきに決し、一面は全權を命ぜられて、其談判にかゝり、一面は其上言するところを諸侯に示して、その意見を下問あり。（中略）而して諸藩の建議に到りては、今抄傳する所にて、予の知る所のもの、たゞ六十四五藩に過ぎざれば、これを以て概論すべきにはあらざれども、斷然拒絕の説を主張せしは、松平大和守、有馬中務大輔の二氏のみ。或は試許といひ、或は取縮めといひ、又は存附なきの旨を述るなど、姑息の申立もあり、將、斷然開國を建議せし松平三河守、立花飛騨守のごときあり。殊に松平越前守に至りては、議論最も其要を得、深く宇内の形勢を洞察するところあるを示せり。

先年被理の來りし時、越前守建議は、打拂一味の趣意なりしが、此時に至り、輒然其説を改めたりしは、其藩士橋本左内の意見に出でたるものなりしと聞く。左内も又遠識あるの士といふべし。

主戰論者
少數

中には征夷の職掌とか、人心一致の處置とか、申立の意は或は拒絶にあるがごとくなるも、これを敢言せざるものあり。要之に多數決の法に従へば、主戰黨は賛成者を少くものゝことし。

〔幕末外交談〕

第五章 堀田ハリスの要求を納る

【二四】 ハリス幕閣の返答を催促す

堂々の論
者少數

當時諸大名の議論は、水戸齊昭の飛び離れたる意見〔参照 五一八〕以外には、其の或者は水戸流の意見を祖述し、使節の申立を拒絶す可しと云ふものと、幕府側の苟且論を賛成するものと、其他曖昧なる日利見論とを除けば、堂々として鮮明の旗幟を掲げたるものは、先づ松平慶永、島津齊彬、堀田正睦等、極めて少數に過ぎなかつた。然も堀田は、閣老の筆頭ばかりでなく、専任外相として、専ら對外折衝に任じ、一路開國に邁進した。

ハリスの
返答催告

如上の事情を知るや知らずや、ハリスは、日夜幕閣に向つて、其の返答如何を催告した。彼は其の身體の健康が思はしくなく、其の神經も何となくイラ／＼してゐたから、特に談判の長引くことを喜ばなかつた趣がある。

十一月二十五日(安政四年)亞米利加使節申出候趣之書取

昨廿五日、亞米利加使節申出候廉々左之通、

一 先達て備中守様御直に申立候大統領懇切之趣意、御挨拶遅々致し候間、見込次第、覺書差出置候處、右をも其儘に差置、餘り御不實之御仕成と存候事。

一 備中守様申立候已來、最早今日にて二十八日に相成候得共、爲何御挨拶も無之候は、小兒同様の御取扱と存候事。

一 大統領に於ては親切を盡し、御國え落懸候危難取除候趣意之處、右様に被捨置候は、大統領を被辱候事に有之候事。

一 私事大統領之使節として罷越、心事を盡し、存意の趣申立候處、兎角御打捨被置、御言葉之上而已御懇情にて、御取扱は悉く御不實にて、諸事御嘲哂之御仕成、且又一體之御處置振、唯戰爭を御避之御手段而已にて、外國人え御親切之御趣意と申候ては、少しも無之候事。

一 私事數十日之間、囚人同様に打捨被置、此上は兩人とも死果候より外は無之、彌以警敵之御取扱に候事。

此れは、随分思ひ切つた物の云ひ様である。ハリスは果して中心から斯く思ひ込んだのであつた乎。或は故らに幕府當局を聳動せしめん爲めに、斯る險しき文句を用ひたものであつた乎。

恩を被せる言分

一 此度申立候儀は、願筋に無之、御國之危難無之様と之趣意に候事。
一 若し願筋にて、外國より罷越候者は、御存分之御取扱も可有之候得共、懇切之趣意にて罷越候者、右様警敵同様之仕成有之儀、諸州に於て不レ承候事。

彼は此の如く精々日本に恩を被せ、宛も日本救済の目的もて、天上から下降せる天使らしき口吻を漏らしてゐる。然るに其の次句は如何。

一 此後外國より使節と申候ては一切無之、唯大砲と軍艦とを御待可レ被レ成候事。

威嚇

合衆國領土の野心なし

永く嘲弄を好まず

大學一見

此れでは全く威嚇文句と云ふより外に説明は出來まい。

一 合衆國は世界中之強國にて、日本え尺寸の地も望無之、譬へ被下候思召にても、御斷可申、夫に相反し、西洋國々には、其念慮有之候事。

是れ米國は日本領土に野心なく、歐州諸國は此れありと云ふもの。されど彼理提督の琉球、小笠原島等に於ける施設を見れば、米國が果して全くハリスの言の如くであつた乎、否乎。そは多少吟味の餘地が無いでもない。

一 最早別段可ニ申上儀は無之、兼て申立置候、大統領懇切之趣意に付、右御返答相伺、御挨拶次第下田表え罷歸度、永く御嘲弄に預り候儀、不願敷一似事。

一 此程大學校一見之儀、相願候處、孔夫子之像を拜し候様と之趣、孔夫子は才智秀候とも、元と人間にて、神に無之、人間之像を可拜趣意難心得一候間、大學校一見之儀は、見合度候事。
右之通御座候以上。

偶像を拜せず

末項の一節は、ハリスが昌平橋畔の廟堂參觀の件に就ての行違ひであらう。此方では文宣王として祭りつゝある孔夫子も、ハリスの目には、一個の人間と映じたれば、その像の前に叩頭とか、跪拜とかは御免を被ると云ふ譯である。然も此れは本文の末節にして、要は堀田等の返答を催促したものに外ならぬ。

ハリスの魂膽

【二五】ハリスの自白

ハリスの催促状は、宛も一種の最後通牒とも見る可きものであつた。(参照 二四)然も此れは當人に取りては、最後の通牒ではなかつた。彼には固より其の魂膽があつた。そは彼の日誌が、明らかに之を語りてゐる。

一八五八年一月九日、土曜日(安政四年十一月廿五日)本日信濃守(井上清直)が、三

日本に請
要せず

日目に始めて來訪した。此に於て先づ云うた。予は外國事務總裁
予は危機を持ち來す可く決心した。既に二十有九日を経過した。それに對して
に向て、重大事件を申立たく來、既に二十有九日を経過した。それに對して
何等公けの沙汰がない。否な何時返答を受取ると云ふ期日さへも定めない。
左様なる取扱には屈服は出來ない。大統領が、江戸に友誼的使命を齎らさ
しめて、予を特派したのは、全く日本の爲めを目標としての事。合衆國は日
本に向て、何も請要はしない。日本との貿易は、我等の目的ではない。我等
の欲する所は、唯だ我等の船舶の修繕やら、其の食料品を得る可く、二三の
港を開くことで、既に其の望は達してゐる。卿等は其の眼を開け。苟も然
らば予は何等日本から惠賜を求め、若しくは受くる者でなきを見るであらう。
十日以前に、予は卿等が予より教示を要することあらば、如何なる點に就て
も、説明を與ふるであらうと申し出でた。然るに卿等の予を待遇する此の如
くば、最早一切の相談は、議論の代りに、全權の背後には、軍艦と大砲の彈

井上清直
の恐縮

日本人の
腹中看破

丸とを擁せざれば出來ないと云はねばならぬ。斯くて予は最後に、若し何等
か品をつけなければ、予は下田に立ち還る可しと斷言した。
以上の所説は、前記日本側の文書と、全く一致してゐる。(參照 二四) ハリスも
随分思ひ切つた言を陳べたものと思はる。彼の日誌は、更らに下の如くある。
憐れなる信濃(井上清直)は、正しく身震ひして之を聽いてゐた。而して熱心に予
に向て、そは決して大統領に對しての輕蔑でもなければ、全權に對する侮辱
でもなき旨を確言した。而して明日は日曜日にて、予が休養の日なれば、そ
の翌日には屹度予が満足する返事をするであらうと語つた。
斯くてハリスは、最後に其の心中を、左の如く日誌に披瀝してゐる。
此れは見たところ予としては大膽なる步調だ。されど予が此の人々に關する
知識からして、予は此が爲めに談判破裂の危険なきことを感得した。而して
予が多く交譲し、多く勘辨する程、彼等は愈よ多く私に押し付ける。之
に反して予が大膽なる態度を取り、威嚇的音調を用ふれば、彼等は忽ち予が

一般日本
外交の本
質

外人の惡
習濫用

言ふ通りになることを感得した。
如何にも其通りだ。當時の日本官吏は、其の腹の底まで、ハリスに看破されてゐた。固より其中には若干の例外があつたに相違ない。されど當り前に相談すれば、日本人は中々乗せ上りて、容易に此方の申分を聞き容れぬが、一たび調子を高め、氣色を荒らげ、喧嘩腰にて應接すれば、忽ち平身低頭するといふことが、殆んど一般的日本外交の本質として、認められて來た。此れは必ずしもハリス對井上信濃守のみではない。凡そ幕末から明治初期にかけての日本外交史は、殆んど皆な此れならざるは無しと云ふ可き程であつた。
然も此の惡例と云はん乎、惡習と云はん乎。此れは彼理提督來航時代から始まり、英國公使パークス時代に於て、彼等の側からすれば、それは最も有効に使用、否な濫用せられたることは、歴々として我が外交史上に、拂拭し難き痕を留めてゐる。

【二六】 堀田ハリス第三次の會見 (一)

井上の辨
解

果然ハリスの威嚇は、彼が豫期通りの利き目があつた。

一八五八年一月十一日、月曜日(安政四年十一月二十七日)本日信濃守(井上清直)は訪問した。彼は先づ前回の會見に於て、予が告げたる一切を、外相(堀田正睦)に報告した。外相は予が苦情の尤なる理由がある旨を承認した。されど政府の現狀が、頗る困難である。彼等は開明せられた。(按ずるにハリスの説示によりて)而して彼等は予が勸告したる所のものは、寔に日本の最善の利益の爲めであることを承知した。然も彼等のみの確信では十分でない。彼等は太君(將軍)の兄弟達(所謂る御三家の類)や、大名や、武士階級、學者階級をして、悉く予の言に従ふの賢明であることを確信せしめねばならぬ。外相及び其の同僚等は、日夜を分たず、上記の人々の同意を得可く不斷の努力をつゞけてゐる。而して太君の兄弟が九州にあり。彼等は彼に書を送り、其の返事を待つてゐる。

る云々と語つた。而して彼は遂に金曜日、即ち十五日に、右廻答の期日を知らずであらうと語つた。

ハリスの満足

此れは予に於ては尤も満足であつた。予は信濃守に向て、其の期日さへ確定すれば、予は辛抱してそれを待つ旨を語つた。予は彼から予が受取るであらう返答の蓋然的色彩に付き、或る暗示を、彼から援き出さんと努めたが、到底能はなかつた。彼は沈黙の偉大なる力を持つてゐた乎、將た彼は實際のところそれを知らなかつた乎。

島津齊彬の重視

九州に在る將軍の兄弟とは、島津齊彬のこと。事實は將軍の舅である。之を見ても如何に堀田等が島津齊彬の態度に、重きを置きつゝあつた乎が判知る。彼の日誌は、更らに下の如くつゞいてゐる。

返答期日豫告

一月十五日、金曜日、本日約束通りに、信濃守は予を訪問した。彼は曰く、外相(堀田正睦)は、明日若しくは其の後日、何れとも予に好都合の日に返答を與ふるであらう。而して事件が最も重要であるから、彼は予と會商を欲し

第三回會見顛末

てゐると、予は直ちに會商の日と場所とを受け納れた。此の如くして、第三回の會見は行はれた。其の顛末は先づ日本側の記事から掲ぐることにする。

十二月二日西丸下老中役宅對話書

一と通挨拶畢て

備中守

一 此程委細被ニ申聞一候趣、同列えも申談、逐一大君えも申上候處、大統領格別之心入、其許にも懇篤之段、満足に被ニ思召、自分にも歡入候。右は早速可レ及ニ挨拶一候處、不ニ容易一事柄に付、衆議を盡し、追々延引相成候。

貿易開始承諾

一 貿易相開候儀は、大統領より書通之趣も有之、令ニ承知一候。尤此方之規則も有之儀に付、取組方委細之儀は、懸り役人より可レ爲レ及ニ掛合一候。

公使差置
承諾

一 ミニストル差置候儀は、折角懇切之申立も有レ之儀に付、可ニ承 届一候
得共、親睦之旨に、障無レ之儀、肝要之事に付、此方人心之折合方をも勘辨
致置候間、差置候頃合、住居之場所、右に付て之規則等は、掛役々より
委細可レ爲ニ申談一候

下田換港
承諾

一 下田を閉、代り港を開候儀、令ニ承知一候得共、日本は小國之事に付、兼
て三港え取極る之外、港箇所相増候ては、國中不都合之筋も有レ之候に
付、下田を閉、右代り一个所相定候儀は、可ニ承 届、尤場所等之儀は、
談判之上、治定可レ致候

一切承諾

一 此程中申立られ候答之儀は、是迄にて相濟候。委細之儀は懸り役
役より可ニ申談一候
此の如く堀田は會見の劈頭に於て、通商貿易も差支なし、公使駐劄も差支なし、
下田閉港、他港をもて之に代ふるも差支なしとて、悉くハリスの要求を納れ來
つた。ハリスたるもの、此に至りて寧ろ啞然たらざるを得なかつた乎、否乎。

ハリスの威嚇

十一月二十五日(安政四年)は、彼れの一月九日なり。井上信濃守清直例に依りて、ハリスを其旅
館に訪ふや、彼れば、成敗を一舉に決せん欲し、儼然として清直に向ひ、予の通商條約締結の希
望を提言せしより、既に二十九ヶ日を経過せるにも拘はらず、未だ一片の返書をも與へられず、且
つ今後幾日の後に返書を與へらるゝかをも豫告せられず、余は最早斷じて斯かる無責任の行爲を忍
ぶこと能はざるなり。抑も我が大統領の余を江戸に遣はせる所以のものは、一に日本政府の利益幸
福を計らんと欲するに外ならず、其間毫も米國自身の利益を計らんと欲するにあらず、又大統領及
び余の私利を營まんと欲するにもあらず。余の日本に來れる主要の目的は、我國船舶の航海中、貴國
の港灣に於て、必要の物資を購入し及び船體の損傷を修繕するを許されんことを求むるに在り。然
るに此希望は昨年(我れの今年)下田奉行と交渉の結果、業に已に之れを達したり。今や其残留せ
る問題は、唯日本政府開國の國是を確立するか、將た領國の古制を頑守するかの二事に在り。日本
政府幸に前者に出づれば可なり。若し後者を選ばば、余は斷然旗幟を撤して歸國せんのみ。其平和
の使臣に代つて來らんものは、必ず幾隊の軍艦ならん、日本の迷夢を覺醒せんものは、唯砲烟彈雨
の外はあらずと迫る。(堀田正睦)

【二七】堀田ハリス第三次の會見 (二)

堀田は前記の如く、一切ハリスの要求を容る、旨を告げた。「參照 二六」此に於てハリスは、

使節

一 委細承知 仕 候。是にて御談之儀は無御座候哉。

備中守

一 委細之儀は、懸り役々より可ニ申談、雙方不都合之儀無之様取極可申間、無服職可ニ申談一候。

仍てハリスは、更らに開港場の件に付、一本突き込んだ。

使節

一 只今御沙汰之趣、至極御行届に候得共、今一个條不足之儀有之候。其儀は港之儀に有之候。

たゞ開港
場に就き
不満足

備中守

一 港とは場所之事を申候儀に候哉。

使節

一 大統領之命にて、先達て申上候趣意は、歐羅巴人日本人と勝手に商賣致し度と申事に付、大統領の命を以、先達て申上候。

一 大君御決著御座候て、外國人と日本人と交易御差許し之儀に付、只今御沙汰に候處、右交易致し候には、港無之ては不相成一候。

一 日本は大なる島にて、周圍凡八百里程も可有之、其八百里之周りに、一港を御開と申は、心得がたく候。

一 交易を致し候には、あちこちえ港を開き、商賣を遂候義に御座候。但四國九州蝦夷を除き、中國より奥羽迄陸續之場所を、彼方にては、日本と相唱來候由。

日本に一港とは、蝦夷や、九州を除外して、日本本島だけのことである。乃ち

開港場の
不足

開港場の不足を云ふのだ。而してハリスは、尙も左の如く附け加へてゐる。

一 合衆國と御取極相成候條約は、外國々々にも相用候様之心得にて、

大統領申付を以、申上候儀に御座候。

一 交易を致し候には、日本國中不殘行届候様に無レ之ては、諸州に行

届兼可申候。

一 長崎え持越候品も、下田え持越候品も、同様之品には相違無レ之候

得共、重荷杯、下田え持越、夫より外え運送致し候には、人力を以山坂を

も越候儀に付、夫丈け雜費も懸り候間、下田え持越候價とは、莫大之

相違に相成候。

右等之處は、大君被ニ聞召候はば、直に御分り可被成儀と奉存候。右

に付ては、外に申上候儀も有レ之候得共、右は追て交易條約御取扱之儀、

被爲蒙仰候御方と御談判可仕、外港御開可ニ相成ニ主意も、其節委細

可ニ申上候。右を其御懸りより被ニ申立候はゞ、直に御分り可ニ相成候。右

交易普通
の希望

商賣自由
の利益

談判委員
の資格に
つき

申上候趣は、いづれも大切の義に御座候。

一 商賣を成丈け自由に致候得ば、夫丈け日本國の御益にも相成可申候。

一 先申上候趣は、是迄に御座候。今一事申上度儀有レ之候間、御

聞可被下候。

一 今日御沙汰之个條に付、御談判被成候御方は、格別之御全權に無レ之

ては難ニ相叶、且右全權之證書御渡無レ之ては難ニ相成儀に御座候。

一 私所持之全權之證書には、大統領と合衆國之印有レ之候。

一 私所持之全權證書には、日本大君より被命候同等之全權と談判可

致旨認有レ之候。

一 今般御懸りに御委任被成候はゞ、右證書亞墨利加合衆國の全權と談判

可致との御文言無レ之ては不都合に御座候。

一 謹て相願候。湊之儀に付得と御勘考被下度、右は尤大切之事柄に

て、申上候條々御取用相成候とも、湊之个條御取用無レ之候ては、無

証事御座候

一 右之處、十分御分り無之より、右様之譯と被レ存候。夫故に此程信濃守(井上清直)殿え申上候通、御不審之廉有之候はゞ、一々御尋有之候様致度候。

此の如くハリスは談判全權委員の事に付、懇切注意する所あつたが、然も彼は飽迄開港場の數を増加せしむ可く、更らに堀田の注意を促してゐる。

【二八】堀田ハリス第三次の會見 (三)

堀田返事

堀田はハリスからの注文に付き、左の如く答へてゐる。

備中守

一 右等委細之儀は、明日にも、明後日にも、役々より可レ爲レ及ニ談判一候。

只日本の利を願ふのみ

使節

一 申立候趣、日本政府にて、十分御分り有之候様との私願に御座候。

一 今般之使節は、格別懇切之儀に御座候。大統領には、何も願は無之、申上候儀を、御辨別被レ成候様、相願候之一事にて、且は日本之御利益相成候様との願に御座候。右之儀御勤め申上候ても、御取用無之候はゞ、極て御危難可レ有之候間、御危難を除キ申度心得に御座候。

一 合衆國にては、日本と讐敵に相成候心得は無御座一候。其處能々御辨別可レ被レ成候。

一 申立候儀を、御取用相成候共、一事も御取用無之候共、大統領において、讐敵に相成候心得は無之候。尤御會得さへ被レ成候得ば、御否み被レ成候ても、大統領おいては、聊隔意無之候。申立候事は、先是限りに御座候。

逃へ向きのハリスの態度

ハリスは何處までも、米國の爲めに日本に使ひするのでなく、日本の爲めに、日本に使ひする旨を告げ、飽迄我に求むる所なく、唯だ日本を開導して、其の危険より脱せしめんとする好意の使者である旨を告げ、日本に求めず、日本に與へんとする態度を示し、而して以て其の目的を達す可く努めてゐる。彼は外交官として少くとも、當時の日本及び日本官吏に對しては、實に逃へ向きであつた。

信濃守(井上清直)

所謂貳个條

一 只今備中守より相達候趣之内、湊个條之外、貳个條之趣、爲念會得之處、一應被ニ申立候様存候。

使節

一 第一个條に伺候は、大統領申立に寄、交易之儀は、御取用相成、右に付枝葉之儀は、懸り御役人より御談判可有之候。第二个條には、ミニストル差置候儀も、御聞届、尤人心居合方をも御勘辨之上、被ニ差置候儀場

所、並いつと申事、取扱方之規則、御懸りより御談判有之候趣に承り候。

ハリスは能く堀田の言ふ所を諒解してゐる。

備中守

港決定の方法

一 港之儀は、尙懸り役人より申談、雙方都合宜場所にて取極候積に有之候。

使節

一 仰之通り、雙方の都合にて、一方のみの都合にては、難ニ取極儀に御座候。

一 右御懸り被ニ仰付候は、初面會之節、互に全權狀照し合せ候上にて、交易條約の下案差出可申候間、右書面御覽之上にて、御取捨之儀、夫御沙汰御座候得ば、速に相辨可申候。

一條約下案个條毎、御熟覽之上、御否み相成候ても不苦、左候はば、